

仕 様 書（令和４年度）

1 委託業務名

中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

2 施設概要

(1) 施設の名称及び位置

ア 名称 札幌市中央卸売市場

イ 位置 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目

(2) 敷地及び主要施設

敷地面積 129,748 m² 主要施設延床面積 135,364 m²（ＪＲ高架下施設を除く）

清掃対象延面積 12,032 m²

ア 水産棟

SRC 造地下 1 階地上 4 階建 竣工 平成 15 年（2003 年）

建築面積 19,022 m² 延床面積 39,411 m²

イ 青果棟

SRC 造 3 階建 竣工 平成 18 年（2006 年）

建築面積 23,356 m² 延床面積 36,885 m²

ウ 管理センター

S 造 3 階建 竣工 平成 18 年（2006 年）

建築面積 380 m² 延床面積 903 m²

エ 立体駐車場

駐車可能台数 約 1,034 台 竣工 平成 12 年（2000 年）

建築面積 7,245 m² 延床面積 35,205 m²

オ 第 2 守衛室

S 造 1 階建 竣工 平成 19 年（2007 年）

建築面積 34.1 m² 延床面積 34.1 m²

(3) 庁舎内の職員数及び 1 日当たりの平均来庁人数

ア 水産棟 4 階札幌市管理事務所

職員数 30 名

イ 市場への 1 日当たり入場者数（推計）

3,000 人

3 業務の内容

(1) 日常清掃及び日常巡回清掃作業

(2) 定期清掃作業

(3) 雑役（軽易な作業及びその他委託者が必要とする業務を実施すること。）

4 清掃場所及び実施期間等

(1) 共用部分等

清掃施設名	清掃履行期間	清掃場所
水産棟	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	別紙のとおり
青果棟		別紙のとおり
渡り廊下		別紙のとおり
立体駐車場		別紙のとおり
管理センター		別紙のとおり

(2) 管理事務所等

清掃施設名	清掃履行期間	清掃場所
水産棟 4 F 札幌市管理事務所	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	別紙のとおり
水産棟 4 F A・B会議室、 研修室		別紙のとおり
水産棟 2 F 展示室・資料室		別紙のとおり
水産棟 2 F 札幌市分室		別紙のとおり
青果棟 3 F 札幌市会議室		別紙のとおり
青果棟 2 F 札幌市分室		別紙のとおり
管理センター 1 F 守衛室		別紙のとおり
管理センター 2 F 調理実習室		別紙のとおり
管理センター 3 F 多目的室		別紙のとおり
第2守衛室		別紙のとおり

※ 当市場における休開市日数については、下表【休開市日数表】及び別添カレンダーのとおりとする。

下表における「市場開市日^{しじょうかいいちび}」とは、市場において取引が行われる日を指し、水産物部、青果部のどちらか一方のみ開市の日を含む（本仕様書において以下同じ）ものとする。

また、「市場休市日^{しじょうきゅういちび}」とは、水産物部、青果部いずれも取引が行われない日を指す（本仕様書において以下同じ）ものとする。

令和5年1月以降の休開市日数は、札幌市中央卸売市場業務規程に基づき算出した日数である。令和5年カレンダーは、市場関係者との調整を経て令和4年10月ごろに正式決定するため、休開市日数が変更となる可能性がある。

なお、正式な令和5年カレンダーが決定したことにより下表の休開市日数が変更された場合は、委託者、受託者双方協議の上、以下のとおり委託料の改定を行うものとする。

【市場開市日が増加した場合】

$(\text{当初契約額}) \times (\text{設計額に占める日常清掃の直接人件費の割合}) \div (\text{当初契約$

における市場開市日数 256 日) × (開市日が増加した日数) により算出した額 (1 円未満切捨て) を、令和 5 年 3 月分の支払額に加算する改定契約を行う。

【市場開市日が減少した場合】

(当初契約額) × (設計額に占める日常清掃の直接人件費の割合) ÷ (当初契約における市場開市日数 256 日) × (開市日が減少した日数) により算出した額 (1 円未満切捨て) を、令和 5 年 3 月分の支払額から減額する改定契約を行う。

【休開市日数表】

(単位 : 日)

年 月	市場開市日 (日常清掃を行う日)	市場休市日
R4. 4	22	8
R4. 5	20	11
R4. 6	21	9
R4. 7	22	9
R4. 8	21	10
R4. 9	22 (9/23 水産のみ開市)	8
R4. 10	22	9
R4. 11	21	9
R4. 12	23	8
R5. 1	20	11
R5. 2	20	8
R5. 3	22	9
合計	256	109

5 作業回数・時間

- (1) 別紙「内訳書」に定めた作業回数を行うとともに、常時巡回し状況を把握して清潔に保つこと。積算の根拠となる床面積等については、別紙「資料編」を参照すること。

作業の方法・日程等について、受託者は、履行開始前までに「作業計画書」（作業の工程表となるもので、概ね①対象作業（場所、作業概要、作業回数）、②作業時間、③業務従事者（人数等）、④作業方法が記載されたものをいう。様式は受託者の任意とする。）及び「作業手順書」（業務従事者の作業マニュアルとなるもので、概ね①対象作業項目、②作業手順・作業内容・作業回数、③使用清掃資機材の種類及び数量、④注意事項、⑤最終点検が記載されたものをいう。様式は受託者の任意とする。）を委託者に提出し、承認を受けてから実施すること。

- (2) 作業時間

ア 日常清掃業務

原則として、市場開市日の午前8時から午後4時30分までの間に実施する。

ただし、下表の場所については、下表により指定した時間帯に実施する。

場 所	時間帯	備 考
水産棟4階 札幌市管理事務所・研修室	午後5時30分から 午後8時までの間	
水産棟4階 A・B会議室	午後1時から 午後5時までの間	使用していないことを委託者に確認してから実施すること。
水産棟2階 展示室・資料室		室内に見学者がいないことを確認してから実施すること。
水産棟2階 見学者通路		見学者がいる場合は通行の支障とならないよう配慮すること。
青果棟2階 見学者通路		見学者がいる場合は通行の支障とならないよう配慮すること。
青果棟3階 札幌市会議室		使用していないことを委託者に確認してから実施すること。
管理センター1階 守衛室		
管理センター2階 調理実習室		使用していないことを委託者に確認してから実施すること。
管理センター3階 多目的室		使用していないことを委託者に確認してから実施すること。
第2守衛室		

「内訳書」において、1日につき2回清掃を行うよう指示されている箇所については、午前1回、午後1回の実施とする。ただし、汚れがひどい場合などについては、委託者の指示に基づいて清掃を実施する。

イ 定期清掃業務

原則として、市場休市日に実施する。

作業の方法・日程等について、履行開始前までに「年間計画書」（実施月、実施場所及び実施内容を記載したもの。様式は受託者の任意とする。）を委託者に提出し、承認を受けてから実施すること。

また、実施月の前月10日までに、1か月分の「定期清掃予定表」（実施予定日、実施時間帯、実施場所、実施内容、車両入場の有無及び当日の緊急連絡先が記載されたもの。様式は受託者の任意とする。）を委託者に提出し、承認を受けてから実施すること。

ウ 雑役

軽易な作業及びその他委託者が必要とする業務（例：トイレにおける汚物処理、トイレ詰まりによる緊急清掃、共用部における嘔吐物の処理など）は、委託者から状況に応じて指示を行うので、その指示に基づき作業を行うこと。

なお、食品を扱う施設という特性上、委託者が必要とする業務として、日常清掃業務の範囲として指定したエリア外であっても、施設内における緊急清掃を依頼することがあるので、委託者の指示に基づき緊急清掃を実施すること。

6 現場責任者について

受託者は、清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有するものを現場責任者として1名選出し、委託者に対し、履行開始前までにその氏名、連絡先を通知すること。

現場責任者は、市場開市日は施設内に常駐するとともに、従事者が日常清掃業務を行っている間、委託者の指示等に迅速な対応ができるよう、携帯電話等により委託者と連絡が取れる状態にしておくこと。

7 従事者について

業務に従事する者は、委託者及び現場責任者の指示に従って、作業を行う能力を有する者でなければならない。受託者は体力、技術、責任において問題がなく、本仕様書で求める業務を十分に遂行できる従事者を厳選して配置し、従事者名簿を提出すること。

また、受託者は、業務に従事する者の服務等について、特に下記の点について指導・監督を行うこと。

- (1) 業務に従事する者は、札幌市中央卸売市場の特性を十分に理解し、施設利用者に対しても誠実に対応しながら業務を遂行すること。
- (2) 業務に従事する者は、受託者の定めた清潔な統一された制服、制帽を着用し、左胸等の良く見える場所に会社名、氏名が入った統一された名札を付けること。また、

業務の実施中には必ずマスクを着用し、作業時間内は手指を消毒するなど、感染症予防策を講じること。なお、委託者より従事者の感染症予防策について指示をする場合には、これに従うこと。その際、新たに物品が必要となる際は、委託者から無償で支給する。

- (3) 清掃作業時間内は、各清掃場所の業務内容を完遂できる十分な人員を常駐させること。
- (4) 急病その他の理由により従事者が勤務できなくなった場合は、その間代替の従事者を補充するなどし、作業の履行に支障がないようにすること。また、そのような事態が発生した際には、委託者に速やかに報告すること。

8 作業方法

作業方法は、概ね以下のとおりとするが、この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の最新版によるものとする。なお、当仕様書は清掃の一応の基準を示すものであり、実際の作業に関しては、これに記載のない事項を含め、建物環境を管理する上で必要な作業は実施すること。

(1) 日常清掃業務（作業エリア、作業内容及び作業回数は別紙「内訳書」のとおり）

ア 玄関、廊下、階段、事務室、エントランス及びエレベーター内等

- (ア) 床面は、その材質に応じて、隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵を行う。また、汚れの程度に応じてモップによる水拭きか洗剤拭き又は機械を用いた洗浄を行う。この場合、床面に汚水等を残してはならない。ウェット作業においては、サインボード等を表示し、転倒事故等の防止に努めること。
- (イ) ドア及びガラス（水産棟廊下のガラスブロックを含む）は、汚れに応じて乾拭き又は洗剤拭きをする。
- (ウ) フロアマットは、掃除機等を使用して除塵し、砂・泥が残らないように保持する。
- (エ) ごみ箱等のごみは、委託者が指定する区分に分別（別紙「ごみの分別リサイクルリスト」を参照）して委託者が指定する廃棄物集積所まで搬出する。
- (オ) 休憩室等、カーペット敷きの室内は、掃除機等を使用して除塵清掃を行う。
- (カ) 展示室及び資料室については、展示ケース、パネル、テーブル等の什器・備品の清掃も行うこと。また、展示室及び資料室内に設置されたパソコン等の液晶ディスプレイについては、機材に適した専用のクリーナーで清掃する。
- (キ) 水産棟・青果棟見学者通路手すり及び青果棟仲卸事務所側通路手すりについては、塩素系漂白剤を適正に希釈した消毒液（以下「消毒液」という。）により清拭する。
- (ク) 水産棟・青果棟見学者通路に設置された見学者用看板、モニター、操作ボタン、パンフレットラック等は、汚れの状況に応じて乾拭き又は水拭きを行う。また、見学者が手を触れる箇所（看板、操作ボタン等）については、消毒液により清拭する。

- (ケ) 各階段手すり、階段室・間仕切りドアノブ、渡り廊下手すり及びエレベーター操作ボタンについては、消毒液で清拭する。
- (コ) 作業エリア内の各部屋の入口等に設置された消毒用アルコール用のメタルラック（アルコール容器に「開設者」とラベルが貼付されたものに限り、各テナントが独自に設置した置台は除く）及び1階エレベーターホールに設置された足踏み式スタンドについて、汚れの状況に応じて乾拭き又は水拭きする。
- (サ) 作業時間中は常に巡回し、部分的な汚れや目についたごみ等は随時処理する。

イ 給湯室及びトイレ

- (ア) 床は洗浄後、水拭きをして乾いたモップ等で水分を拭き取る。この場合、床面に汚水等を残してはならない。ウェット作業においては、サインボード等を表示し、転倒事故等の防止に努めること。
- (イ) 鏡、陶器、洗面台等は水拭きし、常に清潔を保持する。
- (ウ) ドア、間仕切りは、水拭き又は乾拭きし、特に金属部分は光沢を失わないようにする。
- (エ) 汚物入れのごみ及びペーパータオルごみは、委託者が指定する区分に分別して委託者が指定する廃棄物集積所まで搬出する。
- (オ) 随時、トイレットペーパー、手洗い用ハンドソープ、ペーパータオルの補充を行う。手洗い用ハンドソープの原液を希釈する場合、製品に記載された指定の濃度（複数の濃度がある場合は最も濃い濃度）を守って希釈すること。
- (カ) トイレの入口に設置された消毒用アルコール用のメタルラック（アルコール容器に「開設者」とラベルが貼付されたものに限る）について、汚れの状況に応じて乾拭き又は水拭きする。
- (キ) ドア手すり、操作レバー等、手指が触れる箇所について、消毒液で清拭する。
- (ク) 作業に使用するモップ、雑巾等は十分な数の予備品を用意するとともに、使用後は洗浄、消毒及び乾燥を十分に行い、悪臭等が発生しないようにする。モップ等の乾燥は、通気の良い場所で行い、生乾きの悪臭が発生しないようにする。
- (ケ) 作業時間中は、常に巡回し、部分的な汚れや目についたごみ等は随時処理する。

(2) 定期清掃業務（作業エリア及び作業回数は別紙「内訳書」のとおり）

- ア 床面については、日常清掃及び洗浄作業後ワックス仕上げを行う。ワックスは、床の材質に適した良質の物を使用すること。ただし、立体駐車場のエントランスの床等、ワックスが適さない箇所は機械による床洗浄を行うこと。
- イ 立体駐車場、水産分室、青果分室等の窓ガラス（サッシを含む。以下同じ）の洗浄を行う。
- ウ 青果棟2階、仲卸事務所側通路窓ガラス（内側）及び窓台の清掃を行う。
- エ 青果棟2階、北側エレベーターホール窓ガラス（内側）及び窓台の清掃を行う。

- オ 青果棟2階、仲卸事務所側通路窓ガラス（外側）及び北側エレベーターホール窓ガラス（外側）の清掃を行う。
- カ 青果棟3階、渡り廊下側通路窓ガラス（内側）及び窓台清掃を行う。
- キ 渡り廊下窓ガラス（内側）及び窓台清掃を行う。
- ク 青果棟2階見学者通路に面した壁の清掃を行う。
- ケ 水産棟及び青果棟の階段室内窓台の清掃を行う。
- コ 水産棟見学者通路、青果棟見学者通路及び仲卸事務所側通路手すり下部の清掃を行う。
- サ 調理実習室内の冷蔵庫の上部の清掃を行う。
- シ 札幌市管理事務所、A・B会議室、研修室、青果棟・水産棟見学者通路看板照明、青果棟市会議室、水産・青果分室、管理センター守衛室・ピロティ・ポーチ・玄関ホール、第2守衛室の照明器具の清掃を行う。

(3) 使用する洗剤等

- ア 業務のために使用する洗剤及びワックス等は、有害な揮発性有機化合物等（VOC等）を含まないもので、適性かつ環境に配慮したものを使用することとし、使用前に安全データシート（SDS）等を提出し、委託者の確認を受けること。ただし、委託者との協議の結果、その性能上やむを得ないと判断して使用するVOC等の含有材料は、極力放散の少ないものを使用し、有効な換気対策を行うこと。
- イ 委託者の確認を受け使用中のものであっても、委託者が使用の中止あるいは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従うこと。

(4) 禁止事項等

- 水産棟・青果棟1階は、生鮮食料品を取り扱う卸売場となっている。そのため、2階見学者通路・手すり等を清掃する際は、極力1階に埃・汚水等を落下させないよう作業すること。

9 鍵・セキュリティーカード関係

(1) 管理事務所

清掃時の鍵及びセキュリティーカードの使用方法については、下表のとおりとする。

作業の開始時・終了時	鍵・セキュリティーカードでの開錠等。
職員が事務所にいる場合	鍵・セキュリティーカードは不要。
職員が清掃作業中に退庁した場合	事務室にある鍵で施錠後、セキュリティーカードにより機械警備をセットした後、管理センター守衛室に返還する。

職員が在庁していない場合	管理センター守衛室から鍵・セキュリティーカードを借り、セキュリティーカードで機械警備を解除し、開錠する。作業終了後は「職員が清掃作業中に退庁した場合」と同じ。
--------------	---

(2) A・B会議室、研修室

作業開始前に、管理事務所管理課職員より鍵を借りること。清掃終了後は施錠し、鍵を返還すること。

(3) 青果棟市会議室

作業開始前に、管理事務所管理課職員より鍵・セキュリティーカードを借りること。清掃終了後は、機械警備をセット後施錠し、鍵・セキュリティーカードを返還すること。

(4) 青果棟3階中央トイレ

汚水流しは、委託者から特に指示がない限り、市場開市日の午後1時から午後3時の間、開錠状態にしておくこと。

(5) その他

上記(1)～(4)に該当しない箇所については、管理センター守衛室から鍵・セキュリティーカードを借りて、機械警備のある場所については、セキュリティーカードで機械警備を解除し、開錠する。作業終了後は、施錠後セキュリティーカードで機械警備をセットし、管理センター守衛室に返還する。

10 作業報告

- (1) 日常清掃の作業実施日については毎日、作業日誌（別紙書式を参考として受託者が作成した書式）を作成し、翌市場開市日の午前中まで（令和5年3月31日分については令和5年3月31日まで）に委託者へ報告すること。
- (2) 定期清掃完了後は、1か月分の実施場所、実施内容を取りまとめた報告書（別紙書式を参考として受託者が作成した書式）を作成し、翌月10日まで（令和5年3月分については令和5年3月31日まで）に委託者へ提出すること。

11 安全確保

業務の実施にあたっては、安全の確保を図り従事者の事故防止に十分注意すること。なお、万一事故が発生した場合の一切の責任は受託者が負うこと。

12 備品等の破損事故等への対応

業務の実施にあたって、施設の備品、物品及び設備等を滅失又は破損した場合は、直ちに委託者（職員が不在の場合は管理センター守衛室）に連絡をするとともに、適切な処置をとらなければならない。また、施設の備品、物品及び設備等が滅失又は破損されたのを発見した場合も同様とする。

13 秘密の保持

清掃中は、絶対に事務所内の書類等には手を触れてはならない。また、従事者は知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、本業務の終了後も同様とする。

14 経費の負担

- (1) 委託者は、業務のために使用するトイレットペーパー、手洗い用ハンドソープ原液、ペーパータオル、消毒液用の塩素系漂白剤を受託者に対して無償で供給する。在庫については適切に管理し、委託者が指定する在庫量を下回ったときは直ちに委託者へ申出ること。
- (2) 委託者は、雑役として特定の汚物（嘔吐物等）撤去の業務を指示する場合、これに係る消毒剤等の消耗品類を受託者に対して無償で供給する。
- (3) 受託者は、委託者が使用を許可する休憩室（青果棟3階及び水産棟2階）を無償で使用するができる。なお、休憩室等の室内は常に清潔にし、整理整頓すること。
- (4) 受託者は、施設内の電気、ガス、水道及び冷暖房を無償で使用するができる。
- (5) 受託者は、外側ガラス等の清掃のため高所作業車を必要とする場合、委託者が所有する高所作業車を無償で使用するができる。ただし、高所作業車は施設の建物総合管理業務での使用が優先されるため、使用を希望する場合は使用希望日の1か月以上前に委託者へ申し出て日程調整を行うこと。また、高所作業車の操作は受託者において行うこと。
- (6) その他、業務のために使用する清掃器具、機械等の資材、洗剤、ワックス等の消耗品類、トイレ等で使用のごみ袋及びプリペイドごみ袋は、すべて受託者の負担とする。

15 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、古紙を使用し、複数ページにわたる場合原則として、両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

16 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔を維持する責任ある作業に努めるとともに、委託者から要求があったときは、業務終了後の立会検査に応じること。この場合、要求があれば作業の補正を実施すること。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて行うこと。
- (3) 建物の防火管理については、防火管理者の定める消防計画に従うものとする。
- (4) 建物又はその周辺に火災を発見した場合は、直ちに関係者に通報をして、初期消火活動等の臨機の措置を行うこととする。

- (5) 業務の実施にあたり移動したいす、テーブル、ごみ箱及び備品等は、業務終了の際に必ず所定の位置に戻すこと。
- (6) 不要灯を消灯すること。
- (7) 火災及び盗難等の予防に努め、作業終了後は火気及びドア等の施錠を確認すること。
- (8) 施設内は指定場所を除き禁煙であるため、従事者が喫煙する場合は、委託者が指定する喫煙所で喫煙すること。

17 労働社会保険諸法令遵守状況確認に係る事項

- (1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。

ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

(ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

(ロ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険事業主負担分調書を、別冊の記載要領に沿って作成し提出すること。

- (2) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じたものにあつては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第 17 条第 2 項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

業 務 費 内 訳 書 等 記 載 要 領

様式 1－1	業務費内訳書
様式 1－2－1	業務従事者賃金支給計画書（月額用）
様式 1－2－2	業務従事者賃金支給計画書（年額用）
様式 1－3－1	社会保険料事業主負担分調書（月額用）
様式 1－3－2	社会保険料事業主負担分調書（年額用）
様式 1－4	業務従事者配置計画書

札幌市財政局管財部契約管理課

＜注意事項＞

- 様式は、入札書記載金額（契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額）に基づき作成してください。従って、入札時に指定された金額区分に応じて、月額の場合は月単位、総価の場合は年単位で記載することとなります。（様式 1－2 及び 1－3 にあつては、金額区分ごとに様式も異なります。）
- 本要領に記載されている保険料率等は、直近改訂時のものを用いていますので、書類作成時にあつては、作成時点の料率を確認のうえ作成してください。

業務費内訳書（様式 1－1）記載要領

業務費内訳書（様式 1－1）は、入札書記載金額（契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額。以下同じ。）に対する積算の内訳書となります。

記入にあたっては、合計（⑮）の金額が入札書記載金額と一致するよう、次の事項に留意のうえ作成してください。

項 目 名	説 明
直接人件費 その1 ①	1 『直接人件費計（③＝①＋②）』は、清掃や警備等の建築保全業務に直接従事する技術者が、当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用で、当該技術者の賃金に相当します。 そのうちの『直接人件費その1（①）』は、入札書記載金額の算出に当たり想定した直接人件費のうち、<u>日常的に業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める労働者）の給与（基本給、所定内手当）及び賞与の額の合計額を、記入してください。</u> なお、時間外手当や夜勤手当といった所定外手当や、定期清掃等で臨時的に投入される業務従事者、代替職員費用、役員等の報酬等は、当該項目の費用から除いてください。 2 『①の金額 ≧ 業務従事者賃金支給計画書（様式1－2）の合計額（A）』となるよう作成してください。
直接人件費 その2 ②	「業務従事者賃金支給計画書（様式1－2）」に掲げた業務従事者に関する時間外手当や夜勤手当の所定外手当のほか、定期清掃など臨時的に従事する業務従事者の給与等の合計額を記入してください。
直接物品費 ④	清掃や警備等の建築保全業務に直接従事する技術者が、当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用を、記入してください。 (例) ア 消耗品費（ウエス、潤滑油、グリス、洗剤、ワックス、養生用シート等） イ 消耗部品・材料費（ランプ類、ヒューズ類、パッキン、ガasket、Oリング、フィルター等） ウ 工具・用具費（脚立、危険防止用具、工具、清掃用具、警備用具等） エ 機械器具費（計測機器、真空掃除機、床磨き機等） オ その他（上記に属さない直接物品費）
その他 直接業務費 ⑤	清掃や警備等の建築保全業務において、業務の履行に必要な直接的な費用で、直接人件費計（③＝①＋②）及び直接物品費（④）に掲げた費用以外の費用を、記入してください。
業務従事者 に係る 法定福利費 ⑦	1 「業務従事者賃金支給計画書（様式1－2）」に掲げる業務従事者に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料その他の社会保険料に係る事業主負担分の金額を記入してください。 2 『業務従事者に係る法定福利費（⑦）の金額 ≧ 社会保険料事業主負担分調書（様式1－3－1又は2）の合計額（D）』となるよう作成してください。 3 「直接人件費その1（①）」に金額を計上しているにも関わらず、当該費用を計上していない場合は、<u>記載内容に不備があるとみなします。</u>
業務従事者 に係る 健康診断経費 ⑧	「業務従事者賃金支給計画書（様式1－2）」に掲げた業務従事者の労働安全衛生法等に基づく定期健康診断に係る費用を記入してください。
教育・訓練費 ⑨	「業務従事者賃金支給計画書（様式1－2）」に掲げた業務従事者の教育・訓練費に係る費用を記入してください。 (例) ア 建築物清掃業務の登録要件である業務従事者に係る研修費用 イ 警備業法施行規則第 38 条第 1 項に基づく警備員の教育費用

その他 業務管理費 ⑩	業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、別枠で計上の法定福利費(⑦)健康診断経費(⑧)及び教育・訓練費(⑨)を除いた費用を記入してください。 (例) 業務責任者給与及び法定福利費、業務従事者及び業務責任者に係る福利厚生費及び退職金(掛金含む)、労務管理費、安全管理費、通信交通費、事務用品費、租税公課、保険料、その他
一般管理費等 ⑫	一般管理費等は、受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用を記入してください。 (例) 役員、従業員(業務従事者、業務責任者除く)給与・法定福利費・福利厚生費等、修繕維持費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、その他
その他費用 ⑬	直接業務費、業務管理費及び一般管理費等に掲げる以外の費用 (例) 付加利益等

【様式 1-1 記載例】※記載例は月額となります。

(内 訳)		様式1-2「業務従事者に係る賃金支給計画書」の合計額（A欄の金額）以上の金額であること。	
直接業務費	直接人件費その1 (①)	400,000 円	日常的に従事する業務従事者の給与(基本給、所定内手当)及び賞与の額 『①の金額 ≥ 「様式1-2(業務従事者賃金支給計画書)」の合計額(Aの金額)』となるよう作成
	直接人件費その2 (②)	42,000 円	①に掲げた業務従事者の所定外賃金(時間外手当、夜勤手当等) 臨時的に投入する業務従事者(①に掲げる者以外)に係る給与
	直接人件費計 (③=①+②)	442,000 円	
	直接物品費 (④)	6,000 円	業務従事者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
	その他直接業務費 (⑤)	41,600 円	直接人件費又は直接物品費に属さない直接業務費
計 (⑥=③+④+⑤)		489,600 円	各項目とも、値引き「△〇〇〇, 〇〇〇円」といった金額を減する 記載は不可。(端数調整は除く。)
業務管理費	業務従事者に係る 法定福利費 (⑦)	40,000 円	業務従事者に係る社会保険の事業主負担金経費 「直接人件費その1(①)」の金額の記載があるにも関わらず、当該項目に金額の計上が無いものは不可。
	業務従事者に係る 健康診断経費 (⑧)	2,700 円	①の項目に金額を計上しているにも関わらず、当該項目に金額(労災保険料相当額以上)の記載がないものは不可。
	教育・訓練費 (⑨)	2,000 円	業務従事者に係る教育・訓練費用
	その他業務管理費 (⑩)	5,800 円	受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、⑦から⑨以外の経費
計 (⑪=⑦+⑧+⑨+⑩)		50,500 円	
一般管理費等	一般管理費 (⑫)	24,900 円	直接業務費及び業務管理費以外の経費で受注者が企業を維持運営していくために必要な経費
	その他費用 (⑬)	5,000 円	
計 (⑭=⑬+⑫)		29,900 円	・入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額)と一致しないものは不可。 ・入札時に指定された方法に応じて、「総価」又は「月額」にて記入。 ・本記載例は月額による。
合 計 (⑮=⑥+⑪+⑭)		570,000 円	入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額)と一致

業務従事者賃金支給計画書（様式 1－2－1 及び 2）記載要領

業務従事者賃金支給計画書（様式 1－2－1 及び 2）は、日常的に従事する業務従事者（労働基準法第 9 条に規定する労働者）について、入札額の算定の際に想定した配置予定の業務従事者毎に、その支給予定の所定内賃金や賞与等の支給計画となります。

記入にあたっては、『【業務費内訳書（様式 1－1）の「直接人件費その 1（①）」の金額】 ≥ 【業務従事者賃金支給計画書（様式 1－2－1 又は 2）の合計額 A 欄（労災保険対象額）】』となるよう、次の事項に沿って作成してください。なお、時間外手当や夜勤手当のほか、定期清掃などで臨時に従事する業務従事者や、代替要員に関する給与等については、本様式から除いてください。

○様式 1－2－1（月額分）記載要領

項 目 名	説 明
従事者 No.	「従事者 No.」は「1」から始まる連続番号を付記してください。（この様式の従事者 No. を基準とし、社会保険料事業主負担分調書（月額用）（様式 1－3－1）には、従事者 No. を転記して連動するように該当欄を記載してください。）
年齢区分	入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。 なお、本項目は、社会保険の加入義務について、年齢的な要件を満たしているかを確認することを目的としています。このため、年齢を想定されていない場合は、「○」を付することを省略しても構いませんが、社会保険の加入状況欄は、必ず記入してください。
従事者区分	従事者区分は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等により A、B 又は C の 3 区分としております。入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の区分について、該当する区分に「○」を付してください。なお、次の 1～3 に掲げる業務以外のものにあつては、従事者区分欄への付記を省略してかまいません。 1 建物の清掃の場合 A…1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者 B…2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験 2 年以上程度の者又は清掃作業について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者 C…清掃業務について、A 又は B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者 2 建物の警備の場合 A…施設警備 1 級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者 B…施設警備 2 級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者 C…警備業務について、A 又は B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者 3 建物のボイラー等設備運転・監視等業務の場合 A…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者 B…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技能及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 C…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、A 又は B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者

所定労働時間	配置を想定した業務従事者における、「1日あたり」、「1週間あたり」及び「1月あたり」の所定労働時間を、次のように記載してください。 1 「日」:1日の平均所定労働時間 複数のシフトにより1日の所定内労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。 2 「週」:1週間の平均所定労働時間 ① 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合…(例) 月～木曜日まで週4日、8:00～12:00の実働4時間の場合 ⇒ 4日 × 4時間 = 16 時間/週 ② 複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合… ア 年間所定労働時間 ÷ 52 週間/年 = 週所定労働時間 イ 月所定労働時間 ÷ 4.3 週/月 = 週所定労働時間 ウ おおよその週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合… (例) おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15 時間/週 (例) おおよそ月 13 日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3 ≒ 12 時間/週 (例) おおよそ週5日勤務の内、(おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12 時間) + (週2回 × 6 時間勤務 = 12 時間) = 24 時間/週 3 「月」:1月の平均所定労働時間 以下のいずれかの方法により、業務従事者の月の所定労働時間を記載ください。 ① 年間所定労働日数(⇔年間休日数)及び1日の所定労働時間から計算できる場合… 年間所定労働日数 × 日所定労働時間 ÷ 12 か月 ② 上記以外で、年間所定労働時間を出せる場合…年間所定労働時間 ÷ 12 か月 ③ それ以外で計算する場合…(週所定労働時間) × 4.3 週 = 月所定労働時間
1月の所定労働日数	所定労働時間における記載内容を基に、配置を想定した業務従事者の月所定労働日数を記入してください。
基本給形態	配置を想定する業務従事者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の()内に記入してください。
月支給額内訳	1 給与A(①)…最低賃金の計算に含める給与を記入してください。 ①基本給(上段)…基本給形態欄に記入した基本給をもとに、1月あたりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月あたりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月あたりの支給額を記入してください。 ア 時間給の場合…月支給額 = ○○○円/H × 174H(1月あたりの所定労働時間例) イ 日額の場合…月支給額 = ○, ○○○円/日 × 21 日(月所定労働日数例) ②その他(下段)…職務手当などの上記①の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当の1月当たりの支給額を記入してください。 2 給与B(②)…最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当を記入してください。 ①通勤手当(上段)…1月あたりの想定する通勤手当を記入してください。 ②精皆勤手当・家族手当(下段)…想定する精皆勤手当と家族手当の1月当たりの合計額を記入してください。
月支給合計③	業務従事者毎の1月あたりの支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月支給額合計 = 給与A①【基本給(上段) + その他(下段)】 + 給与B②【通勤手当(上段) + 精皆勤手当・家族手当(下段)】
賞与等④	業務従事者毎に想定する年間の賞与等(臨時の給与を含む)の金額を記入してください。
賞与等 月額平均⑤	業務従事者毎に④で計上した年間の想定賞与等の月額平均額を、次の計算に基づく金額を記入してください。 賞与等月額平均 = 賞与等(年間想定額)④ ÷ 12 月

月額平均給与 総支給額	業務従事者毎の月額平均給与総支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月額平均給与総支給額 = 月支給額合計③ + 賞与等月額平均⑤
社会保険の加入	配置を想定した業務従事者毎に、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険の加入義務について記入してください。保険種別毎に、加入義務がある(経費を見込んだ)場合には当該項目欄に「○」を、加入義務がない(経費を見込んでない)場合には「×」を付してください。
労働条件 に係る事項	社会保険の加入義務の指標となる「同じ業務に従事している通常の正規労働者」の所定労働時間を把握するものです。貴社の就業規則や雇用契約書を基準として、「1日」、「1週間」及び「1月」の所定労働時間を記入してください。 ※労働基準法上、所定労働時間は原則1日 8 時間、週 40 時間が上限です。なお、変形労働時間制を適用した場合は、原則週平均 40 時間が上限です。(特例対象事業所は週(平均) 44 時間と読み替えてください。)

【様式 1 - 2 - 1 記載例】

業務名 ○○○○庁倉庫清掃業務

従事者No.	年齢区分	従事者区分	所定労働時間			1月の所定労働日数	基本給形態(金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給合計③ (①+②)	賞与等④ (年間想定額)	賞与等月額平均⑤ (④/12)	月額平均給与総支給額 (③+⑤)	社会保険の加入	
			日	週	月			給与A ①	給与B ②					雇用保険	健康厚生年金
								基本給	通勤手当 その他						
1	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	8	40	173.3	21.6	月給・日給・時給 (173,300)円	173,300	10,080	208,380	150,000	12,500	220,880	○	○
2	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	5	20	86.7	17.3	月給・日給・時給 (1,000)円	86,700	8,500	95,200	50,000	4,166	99,366	○	×
3	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	4	12	52	13	月給・日給・時給 (3,600)円	46,800	6,500	53,300	0	0	53,300	×	×
従事者 No.1 (月給) 想定40歳未満・経験6年以上・9:00~18:00(休憩60分) = 8時間勤務/日 × 週5日勤務(土・日曜休日) = 40時間/週 365日/年 - (休日105日(土・日曜日)/年) × 8時間 ÷ 12ヵ月 = 173.3時間/月、365日/年 - (休日105日/年) ÷ 12ヵ月 = 21.6日/月 基本給(月給) 173,300円 + 役職手当20,000円 + 通勤手当10,080円(定期代1ヵ月) + 家族手当5,000円 = 208,380円														雇用保険加入者の 総支給額 合計 No.1 + No.2	
従事者 No.2 (時間給) 想定65歳以上・経験5年未満・9:00~14:00 = 5時間勤務 × 週4日勤務(金・土・日曜休日) = 20時間/週 (365日/年 - 休日157日/年) × 5時間 ÷ 12ヵ月 = 86.7時間/月、(365日/年 - 休日157日/年) ÷ 12ヵ月 = 17.3日/月 基本給 86,700円(時給1,000円 × 月所定労働時間 86.7時間) + 8,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数17日) = 95,200円															
従事者 No.3 (日給) 年間所定労働時間や月所定労働時間の算出ができない場合 想定40歳以上65歳未満・経験1年・9:00~22:00の間で実労働4時間 ①おおよそ週3日勤務程度(週4休程度・休日不定) × 4時間勤務 = 12時間/週、週3日 × 4.3週/月 = 13日/月 × 4時間 = 52時間/月 ②おおよそ月13日程度勤務 × 4時間勤務 = 13日 × 4時間/日 = 52時間/月、52時間/月 ÷ 4.3週/月 = 12時間/週 基本給 46,800円(日給3,600円 × 所定労働日数13日) + 6,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数13日) = 53,300円															
業務費内訳書(様式1-1)「直接人件費その1(①)」の金額 ≥ A欄の金額 (労災保険対象額) となるよう作成													A	B	
合計													373,546	320,246	

■労働条件に係る事項 ※この様式を複製

※就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日であ

【加入要件概要】
雇用保険：年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上である者
健康保険・厚生年金：所定労働時間・所定労働日数がわたり正規労働者の1/4の2

雇用保険対象者

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数

※就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

- ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日である
- イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は(40)時間/週である
- ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は(21.6)日/月である

【加入要件概要】

雇用保険: 年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上である者
健康保険・厚生年金: 所定労働時間・所定労働日数がおおよそ正規労働者の4分の3
かつ ①健康保険は75歳未満の者②厚生年金は70歳未満の者
介護保険: 健康保険加入者 かつ 40歳以上65歳未満の者
※労働契約期間の加入要件は記載省略

雇用保険
加入者の
総支給額
合計
No.1 + No.2

雇用保険対象額

○様式 1－2－2（年額分）記載要領

項 目 名	説 明
従事者No.	「従事者No.」は「1」から始まる連続番号を付記してください。（この様式の従事者No.を基準とし、社会保険料事業主負担分調書（年額用）（様式1－3－2）には、従事者No.を転記して連動するように該当欄を記載してください。）
年齢区分	入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。 なお、<u>本項目は、社会保険の加入義務について、年齢的な要件を満たしているかを確認することを目的としています。</u>このため、年齢を想定されていない場合は、「○」を付することを省略しても構いませんが、社会保険の加入状況欄は、必ず記入してください。
従事者区分	従事者区分は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等によりA、B又はCの3区分としております。入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の区分について、該当する区分に「○」を付してください。なお、次の1～3に掲げる業務以外のものにあつては、従事者区分欄への付記を省略してかまいません。 1 建物の清掃の場合 A…1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B…2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃作業について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上6年未満程度の者 C…清掃業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者 2 建物の警備の場合 A…施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B…施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者 C…警備業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者 3 建物のボイラー等設備運転・監視等業務の場合 A…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者 B…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技能力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 C…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者

所定労働時間	配置を想定した業務従事者における、「1日あたり」、「1週間あたり」及び「1月あたり」の所定労働時間を、次のように記載してください。 1 「日」: 1日の平均所定労働時間 複数のシフトにより1日の所定内労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。 2 「週」: 1週間の平均所定労働時間 ① 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合…(例) 月～木曜日まで週4日、8:00～12:00の実働4時間の場合 ⇒ 4日 × 4時間 = 16時間/週 ② 複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合… ア 年間所定労働時間 ÷ 52週間/年 = 週所定労働時間 イ 月所定労働時間 ÷ 4.3週/月 = 週所定労働時間 ウ おおよそ週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合… (例) おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15時間/週 (例) おおよそ月13日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3 ≒ 12時間/週 (例) おおよそ週5日勤務の内、(おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12時間) + (週2回 × 6時間勤務 = 12時間) = 24時間/週 3 「月」: 1月の平均所定労働時間 以下のいずれかの方法により、業務従事者の月の所定労働時間を記載ください。 ① 年間所定労働日数(⇔年間休日数)及び1日の所定労働時間から計算できる場合… 年間所定労働日数 × 日所定労働時間 ÷ 12か月 ② 上記以外で、年間所定労働時間を出せる場合…年間所定労働時間 ÷ 12か月 ③ それ以外で計算する場合…(週所定労働時間) × 4.3週 = 月所定労働時間
1月の所定労働日数	所定労働時間における記載内容を基に、配置を想定した業務従事者の月所定労働日数を記入してください。
基本給形態	配置を想定する業務従事者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の()内に記入してください。
月支給額内訳	1 給与A(①)…最低賃金の計算に含める給与を記入してください。 ①基本給(上段)…基本給形態欄に記入した基本給をもとに、1月あたりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月あたりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月あたりの支給額を記入してください。 ア 時間給の場合…月支給額 = ○○○円/H × 174H(1月あたりの所定労働時間例) イ 日額の場合…月支給額 = ○, ○○○円/日 × 21日(月所定労働日数例) ②その他(下段)…職務手当などの上記①の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当の1月当たりの支給額を記入してください。 2 給与B(②)…最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当を記入してください。 ①通勤手当(上段)…1月あたりの想定する通勤手当を記入してください。 ②精皆勤手当・家族手当(下段)…想定する精皆勤手当と家族手当の1月当たりの合計額を記入してください。
月支給合計③	業務従事者毎の1月あたりの支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月支給額合計 = 給与A①【基本給(上段) + その他(下段)】 + 給与B②【通勤手当(上段) + 精皆手当・家族手当(下段)】
年間給与④	業務従事者毎の年間の給与額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 年間給与 = 月支給合計③) × 12月
賞与等⑤	業務従事者毎に想定する年間の賞与等(臨時の給与を含む)の金額を記入してください。
年間給与総支給額	業務従事者毎の年間給与と総支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 年間給与総支給額 = 年間給与④ + 賞与等⑤

社会保険 の加入	配置を想定した業務従事者毎に、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険の加入義務について記入してください。保険種別毎に、加入義務がある(経費を見込んだ)場合には当該項目欄に「○」を、加入義務がない(経費を見込んでない)場合には「×」を付してください。
労働条件 に係る事項	社会保険の加入義務の指標となる「同じ業務に従事している通常の正規労働者」の所定労働時間を把握するものです。貴社の就業規則や雇用契約書を基準として、「1日」、「1週間」及び「1月」の所定労働時間を記入してください。 ※労働基準法上、所定労働時間は原則1日8時間、週40時間が上限です。なお、変形労働時間制を適用した場合は、原則週平均40時間が上限です。(特例対象事業所は週(平均)44時間と読み替えてください。)

【様式1-2-2 (年額用) 記載例】

業務名 ○○○○株式会社

従事者No.	年 齢 区 分	従事者 区 分	所定労働時間			1月 の 所 定 労 働 日 数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①+②)	年 間			社会保険の加入	
			日	週	月			給与A ① 基本給 その他	給与B ② 通勤手当 精皆勤・家族手当		年間給与④ (③×12月)	賞与等⑤ (年間支給額)	年間給与 総支給額 (④+⑤)	雇用 保険	健康 厚生 年金
1	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	8	40	173.3	21.6	月給・日給・時給 (173,300)円	173,300	10,080	208,380	2,500,560	150,000	2,650,560	○	○
2	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	5	20	86.7	17.3	月給・日給・時給 (1,000)円	86,700	8,500	95,200	1,142,400	50,000	1,192,400	○	×
3	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	4	12	52	13	月給・日給・時給 (3,600)円	46,800	6,500	53,300	639,600	0	639,600	×	×
従事者 No.1 (月給)		想定40歳未満・経験6年以上・9:00~18:00(休憩60分) = 8時間勤務/日 × 週5日勤務(土・日曜休日) = 40時間/週 365日/年 - (休日105日(土・日曜日)/年) × 8時間 ÷ 12ヵ月 ÷ 173.3時間/月、365日/年 - (休日105日/年) ÷ 12ヵ月 ÷ 21.6日/月 基本給(月給)173,300円 + 役職手当20,000円 + 通勤手当10,080円(定期代1ヵ月) + 家族手当5,000円 = 208,380円													
従事者 No.2 (時間給)		65歳以上・経験5年未満・9:00~14:00 = 5時間勤務 × 週4勤務(金・土・日曜休日) = 20時間/週 (365日/年 - 休日157日/年) × 5時間 ÷ 12ヵ月 ÷ 86.7時間/月、(365日/年 - 休日157日/年) ÷ 12ヵ月 ÷ 17.3日/月 基本給 86,700円(時給1,000円 × 月所定労働時間 86.7時間) + 8,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数17日) = 95,200円													
従事者 No.3 (日給)		年間所定労働時間や月所定労働時間の算出ができない場合 想定40歳以上65歳未満・経験1年・9:00~22:00の間で実労働4時間 ①おおよそ週3日勤務程度(週4休程度・休日不定) × 4時間勤務 = 12時間/週、週3日 × 4.3週/月 ÷ 13日/月 × 4時間 = 52時間/月 ②おおよそ月13日程度勤務 × 4時間勤務 = 13日 × 4時間/日 = 52時間/月、52時間/月 ÷ 4.3週/月 ÷ 12時間/週 基本給 46,800円(日給3,600円 × 月所定労働日数13日) + 6,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数13日) = 53,300円													
業務費内訳書(様式1-1)「直接人件費その1①」の金額 ≥ A欄の金額 (労災保険対象額) となるよう作成											A	B			
■労働条件に係る事項 ※この様式を複数枚作成 ※就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。 ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日である イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は(40)時間 ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は(21.6)日/月である											合計	4,482,560	3,842,960		
【加入要件概要】 雇用保険: 年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上である者 健康保険・厚生年金: 所定労働時間・所定労働日数がおおよそ正規労働者の4分の3 かつ ①健康保険は75歳未満の者②厚生年金は70歳未満の者 介護保険: 健康保険加入者 かつ 40歳以上65歳未満の者 ※労働契約期間の加入要件は記載省略											雇用保険対象額				

記入にあたっては、『【業務費内訳書（様式 1－1）の「業務従事者に係る法定福利費⑦」の金額】≥【社会保険料事業主負担分調書（様式 1－3－1 又は 2）の合計額 D 欄】』となるよう、次の事項に沿って作成してください。

項 目 名	説 明
従事者No.	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記入した業務従事者毎に付番した「従事者No.」と連動するように、「従事者No.」を記載してください。
標準報酬月額	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記入した業務従事者毎に、全国健康保険協会(協会けんぽ)などの保険者が示す健康保険・厚生年金保険の保険料額表をもとに、業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)の月支給合計額③を参考に、標準報酬月額を記入してください。
事業主負担分 保険料率	1 全国健康保険協会(協会けんぽ)などの保険者が示す健康保険・厚生年金保険の保険料額表をもとに、保険種別毎に事業主負担分に係る保険料率を記入してください。 2 契約期間中に保険料率の変動を見込んでいる場合は、入札日又は履行開始日の時点で適用となる保険料率を記入して作成してください。

提出(算出)にあたっては、入札参加時点の「保険料額表」を参考にして作成してください。

[illegible]

Dの金額 ≒ (様式1-1) 業務従事者に係る法定福利費⑦の金額

3 直近の保険料率表又は保険料額表を添付すること

○様式 1-2-2 (年額分) 記載要領

従事者No.	標準報酬月額	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども子育て拠出金	合計		年合計	備考
1	事業主負担分 保険料率	(5.125)%	(0.785)%	(9.15)%	(0.29)%				
	給与	200,000	10,250	0	18,300	580	29,130	×12ヶ月	349,560
	賞与等	150,000	7,688	0	13,725	435	21,848	×1	21,848
	給与							×12ヶ月	
	賞与等							×1	
	給与							×12ヶ月	
	賞与等							×1	
	給与							×12ヶ月	
	賞与等							×1	
	給与							×12ヶ月	
賞与等							×1		
様式1-2-2(社会保険の加入欄)で健康保険・厚生年金加入とした従事者No.を転記して、記載内容を連動させてください。								給与は月額をそのまま 賞与は月平均として12で割った額	
給与							×12ヶ月		
賞与等							×1		
給与							×12ヶ月		
賞与等							×1		
給与							×12ヶ月		
賞与等							×1		
保険者が示している「保険料額表」を参照のうえ、入札の際に見積もった事業主負担分の保険料率を、保険毎に記入してください。									
給与							×12ヶ月		
賞与等									
左記に記載した給与及び賞与の標準月額に保険毎の保険料率を乗じて(保険料額表)社会保険料の事業主負担分の金額をそれぞれ記載してください。									
給与							×1		
賞与等							×12ヶ月		
給与							×1		
賞与等							×12ヶ月		
給与							×1		
賞与等							×12ヶ月		
対象賃金額: 様式1-2-2 合計額A欄(労災保険対象額)									
						計	C	371,408	①
労災保険料	対象賃金額	(4,482,560)	円(様式1-2-2のAの額) × 事業主負担金率(5.5)/1000 =					24,655	②
雇用保険料	対象賃金額	(3,842,960)	円(様式1-2-2のBの額) × 事業主負担金率(6)/1000 =					23,058	③
合 計						D		419,121	①+②+③



対象貸金額:

様式1-2-2 合計額B欄(内雇用保険対象額)

3 直近の保険料率表又は保険料額表を添付すること

系る法
不可

Dの金額 ≒ (様式1-1)業務従事者に係る法定福利費⑦の金額

労働社会保険諸法令遵守状況 確認用書面記載要領

様式1 業務従事者名簿…………… P 2

様式2 業務従事者配置計画書…………… P 4

様式3 業務従事者健康診断受診等状況報告書…………… P 6

様式4 業務従事者支給賃金状況報告書…………… P 7

札幌市財政局管財部契約管理課

作成に当たっての留意事項（共通）

業務従事者名簿（様式1）、業務従事者配置計画書（様式2）、業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）及び業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）の4書面は、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の労働環境状況を確認することを目的としております。提出の際は、対象労働者から同意を得たうえで、次の各様式における記載要領に沿って作成してください。

なお、代替又は臨時その他の事由により一時的に従事する労働者は、報告の対象外となります。

業務従事者名簿（様式1－1及び1－2）記載要領

業務従事者名簿は、「一般用（様式1－1）」と「庁舎警備用（様式1－2）」に様式が分かれていますので、それに留意のうえ、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を、下記の事項に沿って作成してください。

記

1 雇用年月日

氏名の下の（ ）内に、当該労働者の貴社における雇用年月日を記入してください。

なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者にあつては、派遣契約年月日を記入するとともに、「備考（資格等）」の欄（様式1－2にあつては余白）に「派遣労働者」と付記してください。

2 年 齢

履行開始日現在の年齢を記入してください。

3 雇用契約上の所定労働時間

労働者毎に、雇用契約上における所定労働時間を次のとおり記入してください。

(1) 日：1日当たりの所定労働時間（勤務時間）を記入してください。複数のシフトにより1日の所定労働時間が異なる場合は「○～○」と記入してください。

(2) 週：1週間の平均所定労働時間を記入してください。複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合は、次の算出例を参考に記入してください。

ア 年間所定労働時間 ÷ 52 週間/年 = 週所定労働時間

イ 月所定労働時間 ÷ 4.3 週/月 = 週所定労働時間

ウ おおよその週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合

（例）おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15時間/週

（例）おおよそ月13日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3 週/月 ≒ 12時間/週

（例）おおよそ週5日勤務の内、（おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12時間） + （週2回 × 6時間勤務 = 12時間） = 24時間/週

(3) 上記(1)又は(2)に記載した所定労働時間が労働基準法で定める法定労働時間（原則として1日当たり8時間、1週当たり40時間）を超える場合にあっては、その根拠となる適用制度に「○」を付してください。なお、変形労働時間制又は監視・断続的労働のいずれにも該当しない場合は、超過の理由を「備考（資格等）」の欄（様式1－2にあつては余白）に記載してください。

4 社会保険の加入状況

労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。

なお、上記3(2)に記載した1週当たりの所定労働時間について、健康保険にあっては30時間以上、雇用保険にあっては20時間以上であるにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、その理由を「備考（資格等）」の欄（様式1－2にあっては余白）に記載してください。

5 備考（資格等）（一般用（様式1－1）のみ）

業務の履行に当たり、特記すべき労働者が取得している資格等を記入のうえ、その資格を証する書面の写しを添付してください。

6 年度内の法定教育受講状況（庁舎警備用（様式1－2）のみ）

警備業法第21条第2項の規定に基づく警備員の法定教育について、業務従事者名簿を提出する日が属する年度内の受講状況を、次のとおり記入してください。

- (1) 教育区分：「新任教育」の場合は「新任」に、「現任教育」の場合は「現任」に○を付してください。
- (2) 受講年月日、受講時間：法定教育の受講年月日を記入のうえ、その下に受講した法定教育の受講時間を記入してください。
- (3) 資格・実務経験等：法定教育の受講時間の免除に係る資格・実務経験等を（ ）内に記載のうえ、資格にあっては、それを証する書面の写しを添付してください。

7 その他

代替又は臨時その他の事由により一時的に従事する労働者についても、本調書にて報告を求められている場合には、3の「所定労働時間」及び4の「社会保険の加入状況」の欄には「－」と記載し、5の「備考（資格等）」の欄にその従事者の業務分担内容を付記してください。

業務従事者配置計画書（様式2）記載要領

業務従事者配置計画書（様式2）は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、業務従事者名簿（様式1－1又は1－2）により報告した労働者の配置計画書を、下記の事項に沿って作成してください。

なお、本調書は、**通常の業務日1日当たり**の労働者の配置計画を記載していただきますので、複数の労働者によりローテーションを組んで対応している場合は、業務従事者名簿（様式1－1又は1－2）により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。（例：1日当たり3人を配置予定の業務において、当該業務を4人の労働者でローテーションを組み履行していく場合、配置する3人の平均的な配置時間数を記入）

記

1 従事者No.

「従事者No.」は「1」又は「A」から始まる連続番号を付記してください。

なお、当該No.を業務従事者名簿のNo.と連動する必要はありません。

2 従事者区分

「従事者区分」は、業務毎に労働者の技能や実務経験等によりA、B又はCの3区分としています。労働者の区分について、次の表を参考にして該当する区分に「○」を付してください。

業務種別	区 分 説 明
①建物の清掃業務	A：1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B：2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者 C：清掃業務について、清掃員A又は清掃員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者
②建物の警備業務 (駐車場管理を含む。)	A：施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B：施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者 C：警備業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者
③建物のボイラー等運転・監視等業務	A：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者 B：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 C：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、Aの指示に従って作業を行う技術力を有し、実務経験5年未満程度の者

④その他の業務	A：作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B：作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者 C：A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者
---------	---

3 その他

- (1) 下記の記載例に従って従事者の配置を図示し、労働時間及び休憩時間を記載してください。
- (2) 深夜24時を越え翌日までの勤務の場合には、同行の左端0時から続けて記入してください。
- (3) 監視・断続的労働（労働基準監督署から許可を受けているもの）は、賃金を支払うべき労働時間と見なしますので、1日の労働時間に含めて記載してください。
- (4) 変形労働時間制の適用を受けている従事者については、「変形労働時間制」の欄に「○」を付してください。
- (5) 「時間帯別従事者人数」の欄には、1時間単位で従事した延べ人数を記載してください。（勤務開始又は終了時間が「〇〇時30分」のように、1時間に満たない時間であっても、1時間として延人数に計上してください。）

【記載例】

様式2

業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。

→ 労働時間(所定内) ---▶ 監視・断続的労働

⇒ 労働時間(時間外) ■ 休憩時間

業務名 〇〇〇〇業務

従事者 No.	従事者 区分 (A・B・C)																									1日の労働時間等 (単位:時間)				
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	労働 時間	休憩 時間	変形 労働 時間制		
1	Ⓐ・B・C																											5	0	
2	Ⓐ・B・C																											5	0	
3	A・Ⓑ・C																											7	1	
4	A・Ⓑ・C																											9.5	1	
5	A・B・Ⓒ																											12	0	
6	A・B・Ⓒ																											10	1	○
	A・B・C																													
	A・B・C																													
	A・B・C																													
	A・B・C																													
	A・B・C																													
	合 計																											48.5	3	

監視・断続的労働の許可を受けている場合など、深夜0時をまたぐ配置を行う場合は、同行の左端から続けて矢印を記載してください。
※例示は20時から翌日の8時までの12時間の勤務をする場合の記載です。

変形労働時間制を適用している従事者は、当該欄に「○」を記載してください。

時間帯別従事者人数 (1時間単位で記載)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	複数労働者で ローテーションを 組んでいる場合 は、業務従事者名 簿(様式1)によ り報告したすべ の労働者について 記載する必要は ありません。
A										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						10	
B									1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1			17	
C	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	
合 計	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	

業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式３－１及び３－２）記載要領

業務従事者健康診断受診等状況報告書は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、「業務従事者名簿（様式１－１又は１－２）」により報告した労働者の労働安全衛生法に基づく健康診断の受診状況を、下記の事項に沿って作成してください。

なお、当該報告書は、「一般用（様式３－１）」と「庁舎警備用（様式３－２）」に様式が分かれていますので、留意してください。

記

１ 社会保険の加入状況

労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。

２ 健康診断受診状況

- (1) 調査年度（前年の４月～調査年の３月）における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況について、労働者ごとに「○」を付してください。
- (2) 「受診済み」の場合は、受診年月日も記載してください。なお、健康診断個人票写しの添付は必要ありません。
- (3) 「受診予定」の場合は、受診予定月を記載してください。
- (4) 「健康診断の受診義務が無い」又は「途中退職」などの理由から、健康診断を受診していない方は、「受診なし」に「○」を付し、その理由を「備考」欄に記載してください。
- (5) 深夜労働のため、半年に１回の健康診断が義務付けられている方については、「備考」欄にその旨及び２回目の受診日を記載してください。

３ 法定教育受講状況（庁舎警備用（様式３－２）のみ）

警備業法第 21 条第 2 項に基づく警備員の法定教育（年度に１回の現任教育）について、労働者毎に、調査年度（前年の４月～調査年の３月）における受講年月日と当該受講時間を、それぞれ記入してください。なお、免除の場合はその理由（資格等）を（ ）内に記載してください。

業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）記載要領

業務従事者支給賃金状況報告書は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、業務従事者名簿（様式1－1又は1－2）により報告のあった労働者に対して、特定の月に支給した所定内賃金や賞与（時間外（残業）手当や夜間勤務手当等の所定外賃金の実績を除いた賃金等）の実績を、次の表に沿って作成してください。

項 目 名	説 明
従 事 者 No.	「従事者No.」は「1」又は「A」から始まる連続番号を付記してください。 なお、当該No.を業務従事者名簿のNo.と連動する必要はありません
年 齢 区 分	報告時の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。
従 事 者 区 分	「従事者区分」は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等によりA、B又はCの該当する区分に「○」を付してください。 従事者区分の詳細については、「業務従事者配置計画書（様式2） 記載要領」の2の「従事者区分」に掲げる表を参照してください。
所定労働時間 (実績)	就業規則又は労働契約で定めた正規の勤務時間内の労働時間（休憩時間を控除した実労働時間）で、特定する月に支給した賃金の対象期間における「1日当たり」、「1週間当たり」及び「1月当たり」の所定労働時間の実績を、次のように記載してください。なお、時間外勤務（残業）の時間は含まずに計算してください。 1 「日」：1日当たりの平均所定労働時間を記載してください。 複数のシフトにより労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。 2 「週」：1週間の平均所定労働時間について以下を参考に記載してください。 (1) 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合 (例) 月～木曜日まで週4日、8：00～12：00の実働4時間の場合 ⇒ 4日×4時間＝16時間/週 (2) 複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合 ア 月所定労働時間 ÷ 4.3週/月＝週所定労働時間 イ おおよそ週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合 (例) おおよそ週3日勤務×5時間＝15時間/週 (例) おおよそ週5日勤務の内、（おおよそ週3回×4時間勤務＝12時間）＋（週2回×6時間勤務＝12時間）＝24時間/週 3 「月」：特定する月に支給した賃金の対象となった期間（1カ月）の所定労働時間を記入してください。 4 法定労働時間を超えている場合の手続等 上記1～3に記載した所定労働時間が労働基準法で定める法定労働時間（原則として1日当たり8時間、1週当たり40時間）を超える場合にあっては、その根拠となる適用制度に「○」を付してください。 なお、変形労働時間制又は監視・断続的労働のいずれにも該当しない場合は、「その他」に「○」のうえ、理由を（ ）欄又は「備考」欄に記載してください。

1 月 の 所 定 労 働 日 数	特定する月に支給した賃金の対象となった期間（1 カ月）における出勤日数を記入してください。なお、年次有給休暇などの賃金の支給対象となる休日については、出勤日数に加えてください。
基 本 給 形 態	労働者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の（ ）内に記入してください。
月 支 給 額 内 訳	以下の1及び2に従い、特定する月に支給した賃金の内訳を記載してください。 なお、記載する金額は所定労働時間に対する賃金等とし、所定外労働時間（残業）に対する手当や深夜、休日勤務に伴う割増手当は含まないでください。 1 給与A① 最低賃金の計算に含める給与を記入してください。 (1) 基本給（上段） 特定する月に支給した1月当たりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月当たりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月当たりの支給額を記入してください。 ア 時間給の場合： $\text{月支給額} = \text{〇〇〇円/H} \times \text{1月当たりの所定労働時間（実績）}$ イ 日額の場合： $\text{月支給額} = \text{〇, 〇〇〇円/日} \times \text{月所定労働日数（実績）}$ (2) その他（下段） 上記(1)の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当（職務手当など）について、特定する月における1月当たりの支給額を記入してください。 2 給与B② 最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当等を記入してください。 (1) 通勤手当（上段） 特定する月に支給した1月当たりの通勤手当を記入してください。 (2) 精皆勤手当・家族手当（下段） 特定する月に支給した1月当たりの精皆勤手当と家族手当の合計額を記入してください。
月 支 給 合 計 ③	労働者毎の特定する月の支給額合計となります。 次の計算に基づく金額を記入してください。 $\begin{aligned} \text{月支給額合計} = & \text{給与A①【基本給（上段）+ その他（下段）】} \\ & + \text{給与B②【通勤手当（上段）+ 精皆勤手当・家族手当（下段）】} \end{aligned}$
賞 与 等	特定する期間に支給した賞与等の臨時給与があれば、その金額を記入してください。
社 会 保 険 の 加 入	労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。

なお、1週当たりの所定労働時間について、健康保険にあっては30時間以上、雇用保険にあっては20時間以上であるにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、理由を「備考」の欄に記載してください。

ただし、健康保険は1週当たりの所定労働時間が30時間未満であっても、次の(1)～(5)の要件を満たす場合は加入義務があるため、当該要件を満たすにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、理由を「備考」の欄に記載してください。

- (1) 1週当たりの所定労働時間が20時間以上あること
- (2) 雇用期間が1年以上見込まれること
- (3) 賃金（最低賃金法で賃金に参入しないものに相当するもの（賞与、割増賃金、通勤手当、精皆勤手当及び家族手当等）を除く。）の月額が8.8万円以上であること
- (4) 学生でないこと
- (5) 厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上であること、又は厚生年金保険の被保険者数が常時500人以下であって、労使合意を行っていること

【記載例】

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の〇〇〇〇年〇〇月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称 **〇〇〇株式会社**

業務名 **〇〇〇〇業務**

作成者 **〇〇〇**

(連絡先 **〇〇〇-〇〇〇〇**)

業務従事者			所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①＋②)	0月～0月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続等		給与A ① 基本給 その他	給与B ② 通勤手当 精算額・家族手当				雇用 保険	健康 保険	
1	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	Ⓐ B C	8	40	168	・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()	21	月給()日給・時給 (200,000)円	200,000 12,000 10,000	12,000 5,000	227,000	120,000	○	○	
2	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A Ⓑ ₁ C	8	40	168	・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()	21	月給(日給)時給 (7,200)円	151,200 5,000	10,080	166,280	30,000	○	○	
3	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B Ⓒ ₁	10	40	160	・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()	16	月給・日給(時給) (900)円	144,000 8,000		152,000	0	○	○	
4	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B Ⓒ ₁	4	20	84	・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()	21	月給・日給(時給) (900)円	75,600 3,000	10,080	88,680	0	×	×	随時的に20時間超 過のため雇用保険 未加入

業務従事者「No.、年齢、区分」：業務従事者名簿に記載した労働者について、報告時点の情報を記載してください。

所定労働時間(実績)：指定された月に支給した賃金の対象期間における所定労働時間の実績を記載してください。なお、この時間に所定時間外勤務(残業)分は含まれません。

また、記載した時間が法定労働時間を超えている場合は、その根拠となる手続き等を記載してください。

1月の所定労働日数：指定された月に支給した賃金対象期間の労働日数(実績)を記載してください。

基本給形態(金額)：労働者ごとの基本給形態及び()内に金額を記載してください。また、記載の労働時間等と整合性がとれるよう記載してください。

月支給額内訳「基本給」：指定された月に支給した基本給を記載してください。また、記載の労働時間等と整合性がとれるよう記載してください。

例) №2の場合…日給7,200円×労働日数21日＝151,200円 №3の場合…時給900円×労働時間180時間＝144,000円

月支給額内訳「その他」：基本給以外かつ最低賃金の算定対象となる手当(特殊勤務手当、営業手当等)の支給額を記載してください。

月支給額内訳「通勤手当」、「精皆勤・家族手当」：指定された月に支給した額を記載してください。なお、これらは最低賃金の算定対象とならない手当となります。

月支給合計：指定された月の支給合計額を記載してください。(計算式：月支給額合計＝給与A①【基本給＋その他】＋給与B②【通勤手当＋精皆勤・家族手当】)

例) №1の場合…給与A①(200,000＋10,000)＋給与B②(12,000＋5,000)＝227,000(円)

賞与等：指定された期間で支給した賞与等の合計額を記載してください。

社会保険加入状況：雇用保険及び健康保険の加入状況について、加入の場合は「○」、未加入の場合は「×」を記載してください。

なお、1週当たりの所定労働時間(実績)が雇用保険にあっては20時間以上、健康保険にあっては30時間以上であるにもかかわらず社会保険加入状況が「×」である場合は、その理由を「備考」欄に記載してください。

仕様書別紙

【資料編】

令和4年(2022年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：256日
青果部：255日

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、10日：成人の日				

2月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					
11日：建国記念日、23日：天皇誕生日						

3月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
21日：春分の日						

4月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
29日：昭和の日						

5月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日						

6月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	18日：海の日					

8月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
11日：山の日						

9月 (水産物部 22日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	
19日：敬老の日、23日：秋分の日						

10月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	10日：スポーツの日				

11月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
3日：文化の日、23日：勤労感謝の日						

12月 (水産物部 23日) (青果部 23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
31日：条例で規定する休み						

凡例  条例上の休市日(109日)

 臨時休市日(2日)

 臨時開市日(1日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(1日)

 青果部のみ臨時休市日(0日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)

令和5年(2023年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：255日
青果部：255日

改正業務規程(令和2年6月21日施行)に基づく休開市

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、9日：成人の日						

2月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				
11日：建国記念日、23日：天皇誕生日						

3月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
21日：春分の日						

4月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	29日：昭和の日					

5月 (水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日						

6月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	17日：海の日				

8月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
11日：山の日						

9月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
18日：敬老の日、23日：秋分の日						

10月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
9日：スポーツの日						

11月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
3日：文化の日、23日：勤労感謝の日						

12月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	31日：条例で規定する休み					

凡例  条例上の休市日(110日)

 臨時休市日(2日)

 臨時開市日(2日)

 検討を要する日

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 祝日となる土曜日

 青果部のみ臨時休市日(0日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)

【床の日常清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	8	2	回/日
	2	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	12	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	13	2	回/日
	4	階段室（中央）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	32	2	回/日
	5	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	17	2	回/日
	6	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	27	2	回/日
	7	便所（南側）	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	30	2	回/日
	8	便所（北側）	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	92	2	回/日
	9	廊下（南側）	無機質系硬質塗床材	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	54	2	回/日
	10	廊下（北側）	無機質系硬質塗床材	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	41	2	回/日
		小計					326		
2階	1	展示室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	200	1	回/日
	2	資料室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	90	1	回/日
	3	水産分室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	61	1	回/日
	4	見学者通路	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	932	1	回/日
	5	階段室（中央）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	30	2	回/日
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	38	2	回/日
	7	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	28	2	回/日
	8	便所（南側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	45	2	回/日
	9	便所（中央）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	83	2	回/日
	10	便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	26	2	回/日
	11	エレベーターホール（中央）	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	90	2	回/日
	12	エレベーターホール（中央）喫煙スペース	長尺塩ビシート	10.喫煙スペース	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	20	2	回/日
	13	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	104	2	回/日
		小計					1,747		
3階	1	階段室（中央）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	30	2	回/日
	2	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	38	2	回/日
	3	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	28	2	回/日
	4	便所（南側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	33	2	回/日
	5	便所（中央）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	88	2	回/日
	6	便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	20	2	回/日
	7	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	1,311	2	回/日
	8	渡り廊下 （水産棟3階～青果棟3階）	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	79	2	回/日
		小計					1,627		

4階	1	札幌市管理事務所	ビニール床タイル	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	520	1	回/日
	2	研修室	ビニール床タイル	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	80	1	回/週
	3	A 会議室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	156	1	回/週
	4	B 会議室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	116	1	回/週
	5	階段室（中央）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	30	2	回/日
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	38	2	回/日
	7	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	28	2	回/日
	8	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	1,131	2	回/日
	9	便所（南側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	33	2	回/日
	10	便所（中央）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	88	2	回/日
	11	便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	20	2	回/日
		小計					2,240		
		合計					5,940		

【床以外の日常清掃】

階数	No.	名称	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
1 階	1	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	8	2	回/日
	2	エレベーター（南側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	12	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	13	2	回/日
	4	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	8	2	回/日
	5	エレベーター（南側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	12	2	回/日
	6	エレベーター（北側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	13	2	回/日
	7	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き	32	2	回/日
	8	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	17	2	回/日
	9	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	27	2	回/日
	10	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	32	2	回/日
	11	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	17	2	回/日
	12	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	27	2	回/日
	13	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	30	2	回/日
	14	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	92	2	回/日
	13	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	30	2	回/日
	14	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	92	2	回/日
	15	廊下（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き	54	2	回/日
	16	廊下（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き	41	2	回/日
	17	廊下（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き（消毒分）	54	2	回/日
	18	廊下（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き（消毒分）	41	2	回/日

2階	1	展示室	3.会議室	什器備品拭き	15	1	回/日
	2	資料室	3.会議室	什器備品拭き	9	1	回/日
	3	展示室	3.会議室	窓台の除塵及び拭き	2	1	回/日
	4	水産分室	2.事務室	ごみ収集	61	1	回/日
	5	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き	932	1	回/日
	6	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（消毒分）	932	1	回/日
	7	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（操作ボタン、展示パネル等）	19	1	回/日
	8	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（操作ボタン、展示パネル等・消毒分）	19	1	回/日
	9	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き	30	2	回/日
	10	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	38	2	回/日
	11	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	28	2	回/日
	12	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	30	2	回/日
	13	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	38	2	回/日
	14	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	28	2	回/日
	15	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	45	2	回/日
	16	便所（中央）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	83	2	回/日
	17	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	26	2	回/日
	18	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	45	2	回/日
	19	便所（中央）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	83	2	回/日
	20	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	26	2	回/日
	21	エレベーターホール（中央）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ・レバー等清拭	90	2	回/日
	22	エレベーターホール（中央）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	90	2	回/日
	23	エレベーターホール（中央）喫煙スペース	11.喫煙スペース	吸殻収集、ごみ収集	20	2	回/日
3階	1	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き	30	2	回/日
	2	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	38	2	回/日
	3	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	28	2	回/日
	4	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	30	2	回/日
	5	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	38	2	回/日
	6	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	28	2	回/日
	7	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	33	2	回/日
	8	便所（中央）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	88	2	回/日
	9	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	20	2	回/日
	10	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	33	2	回/日
	11	便所（中央）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	88	2	回/日
	12	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	20	2	回/日
	13	廊下	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（「ようこそ水産棟へ」看板、水仲前ソファ・テーブル）	11	1	回/日
	14	渡り廊下 （水産棟3階～青果棟3階）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き	79	2	回/日
	15	渡り廊下 （水産棟3階～青果棟3階）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（消毒分）	79	2	回/日

4階	1	札幌市管理事務所	2.事務室	ごみ収集	520	1	回/日
	2	札幌市管理事務所	6.湯沸室	流し台洗浄及び厨芥収集	1	1	回/日
	3	研修室	3.会議室	什器備品拭き	6	1	回/週
	4	A 会議室	3.会議室	什器備品拭き	24	1	回/週
	5	B 会議室	3.会議室	什器備品拭き	9	1	回/週
	6	研修室	3.会議室	窓台の除塵及び拭き	1	1	回/週
	7	A 会議室	3.会議室	窓台の除塵及び拭き	1	1	回/週
	8	B 会議室	3.会議室	窓台の除塵及び拭き	1	1	回/週
	9	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き	30	2	回/日
	10	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	38	2	回/日
	11	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	28	2	回/日
	12	階段室（中央）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	30	2	回/日
	13	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	38	2	回/日
	14	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	28	2	回/日
	15	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	33	2	回/日
	16	便所（中央）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	88	2	回/日
	17	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	20	2	回/日
	18	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	33	2	回/日
	19	便所（中央）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	88	2	回/日
	20	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	20	2	回/日

【日常巡回清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	8	2	回/日
	2	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	12	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	13	2	回/日
	4	便所（南側）	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	30	2	回/日
	5	便所（北側）	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	92	2	回/日
	6	便所（南側）	磁器質タイル	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	30	2	回/日
	7	便所（北側）	磁器質タイル	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	92	2	回/日
	8	廊下（南側）	無機質系硬質塗床材	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	54	2	回/日
	9	廊下（北側）	無機質系硬質塗床材	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	41	2	回/日
2 階	1	見学者通路	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	932	1	回/日
	2	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	45	2	回/日
	3	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	83	2	回/日
	4	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	26	2	回/日
	5	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	45	2	回/日
	6	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	83	2	回/日
	7	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	26	2	回/日
	8	エレベーターホール（中央）	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	90	2	回/日
	9	エレベーターホール（中央）喫煙スペース	長尺塩ビシート	6.喫煙スペース	床部分水拭き	20	2	回/日
	10	エレベーターホール（中央）喫煙スペース	長尺塩ビシート	6.喫煙スペース	吸殻収集、ごみ収集	20	2	回/日
	11	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	104	2	回/日
3 階	1	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	33	2	回/日
	2	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	88	2	回/日
	3	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	20	2	回/日
	4	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	33	2	回/日
	5	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	88	2	回/日
	6	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	20	2	回/日
	7	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵、ガラスブロック部分水拭き及び除塵	1,311	2	回/日
	8	渡り廊下 （水産棟3階～青果棟3階）	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	79	2	回/日
4 階	1	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵、ガラスブロック部分水拭き及び除塵	1,131	2	回/日
	2	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	33	2	回/日
	3	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	88	2	回/日
	4	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	20	2	回/日
	2	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	33	2	回/日
	3	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	88	2	回/日
	4	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	20	2	回/日

【ごみ運搬処理】

階数	No.	名称			作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
	1	ごみ運搬処理			中継所から集積所までの運搬	5,940	1	回/日
	2	ごみ運搬処理			分別	5,940	1	回/日
	3	ごみ運搬処理			梱包	5,940	1	回/日

【床の定期清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	7.エレベーター	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	8	2	回/年
	2	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	7.エレベーター	弾性床	表面洗浄	12	2	回/年
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）	7.エレベーター	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	13	2	回/年
	4	階段室（中央）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床	表面洗浄	32	2	回/年
	5	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床	表面洗浄	17	2	回/年
	6	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床	表面洗浄	27	2	回/年
	7	便所（南側）	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄	30	2	回/年
	8	便所（北側）	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄	92	2	回/年
	9	廊下（南側）	無機質系硬質塗床材	4.廊下・エレベーターホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	54	2	回/年
	10	廊下（北側）	無機質系硬質塗床材	4.廊下・エレベーターホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	41	2	回/年
2階	1	展示室	長尺塩ビシート	3.会議室	弾性床	表面洗浄	200	2	回/年
	2	資料室	長尺塩ビシート	3.会議室	弾性床	表面洗浄	90	2	回/年
	3	水産分室	長尺塩ビシート	2.事務室	弾性床又は木製床	表面洗浄	61	2	回/年
	4	見学者通路	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	932	2	回/年
	5	階段室（中央）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	30	2	回/年
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	38	2	回/年
	7	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	28	2	回/年
	8	便所（南側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	45	2	回/年
	9	便所（中央）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	83	2	回/年
	10	便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	26	2	回/年
	11	エレベーターホール（中央）	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	90	2	回/年
	12	エレベーターホール（中央）喫煙スペース	長尺塩ビシート	11.喫煙スペース	弾性床	表面洗浄	20	2	回/年
	13	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	104	2	回/年
3階	1	階段室（中央）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	30	2	回/年
	2	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	38	2	回/年
	3	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	28	2	回/年
	4	便所（南側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	33	2	回/年
	5	便所（中央）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	88	2	回/年
	6	便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	20	2	回/年
	7	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	1,311	2	回/年
	8	渡り廊下 (水産棟3階～青果棟3階)	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	79	2	回/年

4階	1	札幌市管理事務所	ビニール床タイル	2.事務室	弾性床又は木製床	表面洗浄	520	2	回/年
	2	研修室	ビニール床タイル	3.会議室	弾性床	表面洗浄	80	2	回/年
	3	A会議室	長尺塩ビシート	3.会議室	弾性床	表面洗浄	156	2	回/年
	4	B会議室	長尺塩ビシート	3.会議室	弾性床	表面洗浄	116	2	回/年
	5	階段室（中央）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	30	2	回/年
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	38	2	回/年
	7	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	28	2	回/年
	8	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	1,131	2	回/年
	9	便所（南側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	33	2	回/年
	10	便所（中央）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	88	2	回/年
	11	便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	20	2	回/年

【床以外の定期清掃】

階数	No.	名称	照明器具	区分	作業内容	清掃個数 (個・㎡)	回数	
							単位	
1階	1	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	17	12	回/年
	2	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	27	12	回/年
2階	1	水産分室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	15	1	回/年
	2	見学者通路看板照明	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	10	1	回/年
	3	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	38	12	回/年
	4	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	28	12	回/年
	5	見学者通路手すり下部清掃 （月2回）		4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（手すり下部清掃）	932	24	回/年
3階	1	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	38	12	回/年
	2	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	28	12	回/年
4階	1	札幌市管理事務所	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	76	1	回/年
	2	札幌市管理事務所	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	1	1	回/年
	3	A会議室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	24	1	回/年
	4	B会議室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	18	1	回/年
	5	研修室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	12	1	回/年
	6	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	38	12	回/年
	7	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	28	12	回/年

【ガラスの定期清掃】

階数	No.	名称	面	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
2階	1	水産分室	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	25	1	回/年

【床の日常清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	22	2	回/日
	2	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	42	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	17	2	回/日
	4	エレベーターホール（南側）	無機質系硬質塗床材	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	38	2	回/日
	5	エレベーターホール（北側）	無機質系硬質塗床材	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	32	2	回/日
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	37	2	回/日
	7	階段室（仲卸店舗24-46）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	27	2	回/日
	8	階段室（仲卸店舗22-34）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	24	2	回/日
	9	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	31	2	回/日
	10	便所(南側)	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	72	2	回/日
	11	便所(北側)	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	59	2	回/日
	12	便所出入口(南側)	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	9	2	回/日
	13	便所出入口(北側)	磁器質タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	7	2	回/日
		小計					417		
2階	1	青果分室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	51	1	回/日
	2	見学者通路	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	1,678	1	回/日
	3	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	41	2	回/日
	4	階段室（仲卸店舗24-46）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	26	2	回/日
	5	階段室（仲卸店舗22-34）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	55	2	回/日
	6	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	30	2	回/日
	7	エレベーターホール（南側）	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	37	2	回/日
	8	エレベーターホール（北側）	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	35	2	回/日
	9	便所（南側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	72	2	回/日
	10	便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	66	2	回/日
	11	喫煙室	長尺塩ビシート	10.喫煙スペース	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	22	2	回/日
		小計					2,113		

3階	1	札幌市会議室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	79	1	回/週
	2	階段室（南側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	41	2	回/日
	3	階段室(市保健所隣)	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	26	2	回/日
	4	階段室（みらい向かい）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	27	2	回/日
	5	階段室（北側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	30	2	回/日
	6	通路	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	1,833	2	回/日
	7	便所（南側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	72	2	回/日
	8	便所（中央）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	88	2	回/日
	9	便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	76	2	回/日
	10	身障者便所（北側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	8	2	回/日
	11	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	113	2	回/日
	12	渡り廊下 （青果棟3階～防災センター）	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び全面水拭き	93	2	回/日
		小計					2,486		
		合計					5,016		

【床以外の日常清掃】

階数	No.	名称	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
1 階	1	エレベーター（南側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	22	2	回/日
	2	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	42	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	17	2	回/日
	4	エレベーター（南側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	22	2	回/日
	5	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	42	2	回/日
	6	エレベーター（北側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	17	2	回/日
	7	エレベーターホール（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き	38	2	回/日
	8	エレベーターホール（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き	32	2	回/日
	9	エレベーターホール（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き（消毒分）	38	2	回/日
	10	エレベーターホール（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、アルコールスタンド等拭き（消毒分）	32	2	回/日
	11	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	37	2	回/日
	12	階段室（仲卸店舗24-46）	8.階段	手すり拭き	27	2	回/日
	13	階段室（仲卸店舗22-34）	8.階段	手すり拭き	24	2	回/日
	14	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	31	2	回/日
	11	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	37	2	回/日
	12	階段室（仲卸店舗24-46）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	27	2	回/日
	13	階段室（仲卸店舗22-34）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	24	2	回/日
	14	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	31	2	回/日
	15	便所(南側)	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	72	2	回/日
	16	便所(北側)	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	59	2	回/日
	17	便所(南側)	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	72	2	回/日
	18	便所(北側)	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	59	2	回/日
	19	便所出入口(南側)	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	9	2	回/日
	20	便所出入口(北側)	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	7	2	回/日
	21	便所出入口(南側)	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	9	2	回/日
	22	便所出入口(北側)	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	7	2	回/日

2階	1	青果分室	2.事務室	ごみ収集	51	1	回/日
	2	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き	1,678	1	回/日
	3	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（消毒分）	1,678	1	回/日
	4	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（操作ボタン、展示パネル等）	35	1	回/日
	5	見学者通路	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（操作ボタン、展示パネル等・消毒分）	35	1	回/日
	6	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	41	2	回/日
	7	階段室（仲卸店舗24-46）	8.階段	手すり拭き	26	2	回/日
	8	階段室（仲卸店舗22-34）	8.階段	手すり拭き	55	2	回/日
	9	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	30	2	回/日
	10	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	41	2	回/日
	11	階段室（仲卸店舗24-46）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	26	2	回/日
	12	階段室（仲卸店舗22-34）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	55	2	回/日
	13	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	30	2	回/日
	14	エレベーターホール（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、メタルラック等拭き	37	2	回/日
	15	エレベーターホール（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、メタルラック等拭き	35	2	回/日
	16	エレベーターホール（南側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、メタルラック等拭き（消毒分）	37	2	回/日
	17	エレベーターホール（北側）	4.廊下・エレベーターホール	ドアノブ、メタルラック等拭き（消毒分）	35	2	回/日
	18	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	72	2	回/日
	19	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	66	2	回/日
	20	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	72	2	回/日
	21	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	66	2	回/日
	22	喫煙室	11.喫煙スペース	吸殻収集、ごみ収集	22	2	回/日

3階	1	札幌市会議室	3.会議室	什器備品拭き	79	1	回/週
	2	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き	41	2	回/日
	3	階段室（市保健所隣）	8.階段	手すり拭き	26	2	回/日
	4	階段室（みらい向かい）	8.階段	手すり拭き	27	2	回/日
	5	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き	30	2	回/日
	6	階段室（南側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	41	2	回/日
	7	階段室（市保健所隣）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	26	2	回/日
	8	階段室（みらい向かい）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	27	2	回/日
	9	階段室（北側）	8.階段	手すり拭き（消毒分）	30	2	回/日
	10	通路	4.廊下・エレベーターホール	什器備品拭き（北側みらい前テーブル等）	4	2	回/日
	11	便所（南側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	72	2	回/日
	12	便所（中央）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	88	2	回/日
	13	便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	76	2	回/日
	14	身障者便所（北側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	8	2	回/日
	11	便所（南側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	72	2	回/日
	12	便所（中央）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	88	2	回/日
	13	便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	76	2	回/日
	14	身障者便所（北側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	8	2	回/日
	15	渡り廊下 （青果棟3階～防災センター）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き	93	2	回/日
	16	渡り廊下 （青果棟3階～防災センター）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（消毒分）	93	2	回/日

【日常巡回清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	22	2	回/日
	2	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	42	2	回/日
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	17	2	回/日
	4	エレベーターホール（南側）	無機質系硬質塗床材	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	38	2	回/日
	5	エレベーターホール（北側）	無機質系硬質塗床材	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	32	2	回/日
	6	便所(南側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	72	2	回/日
	7	便所(北側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	59	2	回/日
	8	便所(南側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	72	2	回/日
	9	便所(北側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	59	2	回/日
	10	便所出入口(南側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	9	2	回/日
	11	便所出入口(北側)	磁器質タイル	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	7	2	回/日
2 階	1	見学者通路	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	1,678	1	回/日
	2	エレベーターホール（南側）	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	37	2	回/日
	3	エレベーターホール（北側）	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	35	2	回/日
	4	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	72	2	回/日
	5	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	66	2	回/日
	6	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	72	2	回/日
	7	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	66	2	回/日
	8	喫煙室	長尺塩ビシート	6.喫煙スペース	床部分水拭き	22	2	回/日
	9	喫煙室	長尺塩ビシート	6.喫煙スペース	吸殻収集、ごみ収集	22	2	回/日
3 階	1	通路	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵、ガラスブロック部分水拭き及び除塵	1,833	2	回/日
	2	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	72	2	回/日
	3	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	88	2	回/日
	4	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	76	2	回/日
	5	身障者便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	8	2	回/日
	6	便所（南側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	72	2	回/日
	7	便所（中央）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	88	2	回/日
	8	便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	76	2	回/日
	9	身障者便所（北側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	8	2	回/日
	10	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	113	2	回/日
	11	渡り廊下 （青果棟3階～防災センター）	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	93	2	回/日

【ごみ運搬処理】

階数	No.	名称			作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
	1	ごみ運搬処理			中継所から集積所までの運搬	5,016	1	回/日
	2	ごみ運搬処理			分別	5,016	1	回/日
	3	ごみ運搬処理			梱包	5,016	1	回/日

【床の定期清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	エレベーター（南側）	ゴムタイル（フロアマット敷）	7.エレベーター	弾性床	表面洗浄	22	2	回/年
	2	エレベーター（中央）	ステンレス（フロアマット敷）	7.エレベーター	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	42	2	回/年
	3	エレベーター（北側）	ステンレス（フロアマット敷）	7.エレベーター	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	17	2	回/年
	4	エレベーターホール（南側）	無機質系硬質塗床材	4.廊下・エレベーターホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	38	2	回/年
	5	エレベーターホール（北側）	無機質系硬質塗床材	4.廊下・エレベーターホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	32	2	回/年
	6	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	37	2	回/年
	7	階段室（仲卸店舗24-46）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	27	2	回/年
	8	階段室（仲卸店舗22-34）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	24	2	回/年
	9	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	31	2	回/年
	10	便所(南側)	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	72	2	回/年
	11	便所(北側)	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	59	2	回/年
	12	便所出入口(南側)	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	9	2	回/年
	13	便所出入口(北側)	磁器質タイル	5.便所・洗面所	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	7	2	回/年
2階	1	青果分室	長尺塩ビシート	2.事務室	弾性床又は木製床	表面洗浄	51	2	回/年
	2	見学者通路	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	1,678	2	回/年
	3	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	41	2	回/年
	4	階段室（仲卸店舗24-46）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	26	2	回/年
	5	階段室（仲卸店舗22-34）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	55	2	回/年
	6	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	30	2	回/年
	7	エレベーターホール（南側）	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	37	2	回/年
	8	エレベーターホール（北側）	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	35	2	回/年
	9	便所（南側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	72	2	回/年
	10	便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	66	2	回/年
	11	喫煙室	長尺塩ビシート	11.喫煙スペース	弾性床	表面洗浄	22	2	回/年
3階	1	札幌市会議室	長尺塩ビシート	3.会議室	弾性床	表面洗浄	79	2	回/年
	2	階段室（南側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	41	2	回/年
	3	階段室(市保健所隣)	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	26	2	回/年
	4	階段室（みらい向かい）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	27	2	回/年
	5	階段室（北側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	30	2	回/年
	6	通路	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	1,833	2	回/年
	7	便所（南側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	72	2	回/年
	8	便所（中央）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	88	2	回/年
	9	便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	76	2	回/年
	10	身障者便所（北側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	8	2	回/年
	11	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	113	2	回/年
	12	渡り廊下 （青果棟3階～防災センター）	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	93	2	回/年

【床以外の定期清掃】

階数	No.	名称	照明器具	区分	作業内容	清掃個数 (個・㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	37	12	回/年
	2	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	31	12	回/年
2 階	1	青果分室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	9	1	回/年
	2	見学者通路看板照明	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	18	1	回/年
	3	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	41	12	回/年
	4	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	30	12	回/年
3 階	1	札幌市会議室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	8	1	回/年
	2	階段室（南側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	41	12	回/年
	3	階段室（北側） 窓台清掃（月1回）		8.階段	窓台の除塵及び拭き	30	12	回/年

【ガラス、壁の定期清掃】

階数	No.	名称	面	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
2 階	1	青果分室	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	19	1	回/年
	2	見学者通路壁清掃		1.壁	水拭き仕上 外壁タイルに準じる	442	1	回/年
	3	仲卸事務所側通路窓ガラス 及び窓台清掃（月1回）	内側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	210	12	回/年
	4	北側エレベーターホール窓 ガラス及び窓台清掃	内側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	4	2	回/年
	5	仲卸事務所側通路窓ガラス	外側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合 (縦軸回転窓のため足場不要)	210	1	回/年
	6	北側エレベーターホール窓 ガラス	外側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合 (高所作業車無償貸与)	4	1	回/年
3 階	1	渡り廊下側通路窓ガラス及 び窓台清掃（月1回）	内側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	15	12	回/年
	2	渡り廊下窓ガラス及び窓台清掃（青 果棟～水産棟間のサッシ窓）（月1 回）	内側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	7	12	回/年
	3	渡り廊下窓ガラス及び窓台清掃（立 体駐車場～管理センター～青果棟～ 水産棟）（月1回）	内側	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	382	12	回/年

【床の日常清掃、建物外部の清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1 階	1	エレベーター	ゴム（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	6	2	回/日
	2	階段室	磁器タイル	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	22	2	回/日
	3	玄関ホール	磁器タイル	1.玄関ホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	8	2	回/日
	4	ビロティ	アスファルト舗装	3.構内通路		拾い掃き	119	2	回/日
	5	ポーチ	磁器タイル	1.玄関周り		除塵、水拭き	7	2	回/日
	6	守衛室	ビニル床タイル	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	121	1	回/日
	7	守衛室内便所	ビニル床タイル	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	6	1	回/日
		小計					289		
2 階	1	階段室	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	22	2	回/日
	2	便所	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	21	2	回/日
	3	多目的便所	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	5	2	回/日
	4	ホール	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	14	2	回/日
	5	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	17	2	回/日
	6	調理実習室	長尺塩ビシート	5.湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	112	1	回/日
	7	SK・コート掛け	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	5	1	回/日
		小計					196		
3 階	1	階段室	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	22	2	回/日
	2	便所	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	17	2	回/日
	3	ホール	ビニル床タイル	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	20	2	回/日
	4	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	41	2	回/日
	5	渡り廊下 (防災センター3階～立駐2階)	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	78	2	回/日
	6	多目的室	ビニル床タイル	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	96	1	回/日
		小計					274		
		合計					759		

【床以外の日常清掃】

階数	No.	名称	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
1階	1	エレベーター	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	6	2	回/日
	2	エレベーター	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	6	2	回/日
	2	階段室	8.階段	手すり拭き	22	2	回/日
	2	階段室	8.階段	手すり拭き（消毒分）	22	2	回/日
	2	階段室	8.階段	窓台除塵及び拭き	2	1	回/日
	3	玄関ホール	1.玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	8	1	回/日
	6	守衛室	2.事務室	ごみ収集	121	1	回/日
	6	守衛室	6.湯沸室	流し台洗浄及び厨芥収集	1	1	回/日
	7	守衛室内便所	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	6	1	回/日
2階	1	階段室	8.階段	手すり拭き	22	2	回/日
	2	階段室	8.階段	手すり拭き（消毒分）	22	2	回/日
	3	階段室	8.階段	窓台除塵及び拭き	22	1	回/日
	4	便所	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	21	2	回/日
	5	多目的便所	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	5	2	回/日
	6	便所	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	21	2	回/日
	7	多目的便所	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	5	2	回/日
	8	エレベーターホール	4.廊下・エレベーターホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	14	1	回/日
	9	調理実習室	6.湯沸室	流し台洗浄及び厨芥収集	112	1	回/日
3階	1	階段室	8.階段	手すり拭き	22	2	回/日
	2	階段室	8.階段	手すり拭き（消毒分）	22	2	回/日
	3	階段室	8.階段	窓台除塵及び拭き	22	1	回/日
	4	便所	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	17	2	回/日
	5	便所	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分） ※廊下・階段の手すり拭きの人工を準用する。	17	2	回/日
	6	エレベーターホール	4.廊下・エレベーターホール	扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	20	1	回/日
	7	渡り廊下 （防災センター3階～立駐2階）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き	78	2	回/日
	8	渡り廊下 （防災センター3階～立駐2階）	4.廊下・エレベーターホール	手すり拭き（消毒分）	78	2	回/日
	9	多目的室	3.会議室	什器備品拭き	7	1	回/週
	10	多目的室	3.会議室	窓台の除塵及び拭き	1	1	回/週

【日常巡回清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	エレベーター	ゴム（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	6	2	回/日
	2	玄関ホール	磁器タイル	1.玄関ホール	床部分水拭き	8	2	回/日
	3	玄関ホール	磁器タイル	1.玄関ホール	ごみ収集、フロアマット除塵	8	2	回/日
2 階	1	便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	21	2	回/日
	2	多目的便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	5	2	回/日
	3	便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	21	2	回/日
	4	多目的便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	5	2	回/日
	5	ホール	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	14	2	回/日
	6	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	17	2	回/日
3 階	1	便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	17	2	回/日
	2	便所	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	17	2	回/日
	3	ホール	ビニル床タイル	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	20	2	回/日
	4	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	41	2	回/日
	5	渡り廊下 (防災センター3階～立駐2階)	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	78	2	回/日

【ごみ運搬処理】

階数	No.	名称			作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
	1	ごみ運搬処理			中継所から集積所までの運搬	759	1	回/日
	2	ごみ運搬処理			分別	759	1	回/日
	3	ごみ運搬処理			梱包	759	1	回/日

【床の定期清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1 階	1	エレベーター	ゴム（フロアマット敷）	7.エレベーター	弾性床	表面洗浄	6	2	回/年
	2	階段室	磁器タイル	8.階段	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	22	2	回/年
	3	玄関ホール	磁器タイル	1.玄関ホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	8	2	回/年
	4	守衛室	ビニル床タイル	2.事務室	弾性床又は木製床	表面洗浄	121	1	回/年
	5	守衛室内便所	ビニル床タイル	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	6	1	回/年
2階	1	階段室	長尺塩ビシート	8.階段	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	22	2	回/年
	2	便所	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	21	2	回/年
	3	多目的便所	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	5	2	回/年
	4	ホール	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	14	2	回/年
	5	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	17	2	回/年
	6	調理実習室	長尺塩ビシート	6.湯沸室	弾性床	表面洗浄	112	1	回/年
3階	1	階段室	長尺塩ビシート	8.階段	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	22	2	回/年
	2	便所	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	17	2	回/年
	3	ホール	ビニル床タイル	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	20	2	回/年
	4	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	41	2	回/年
	5	渡り廊下 (防災センター3階～立駐2階)	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床又は木製床	表面洗浄	78	2	回/年
	6	多目的室	ビニル床タイル	3.会議室	弾性床	表面洗浄	96	1	回/年

【床以外の定期清掃】

階数	No.	名称	照明器具	区分	作業内容	清掃個数 (個・㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	守衛室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	23	1	回/年
	2	守衛室	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	1	1	回/年
	3	ピロティ・ポーチ	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	16	1	回/年
	4	ピロティ・ポーチ	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	4	1	回/年
2 階	1	調理実習室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	20	1	回/年
	2	調理実習室	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	4	1	回/年
	3	調理実習室		6.什器備品	冷蔵庫上部・周辺壁面拭き	1	2	回/年
	4	廊下・トイレ・クローゼット・SK室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	16	1	回/年
	5	廊下・トイレ・クローゼット・SK室	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	3	1	回/年
3 階	1	多目的室	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	15	1	回/年
	2	多目的室	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	8	1	回/年
	3	ホール・トイレ・階段室前廊下	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	15	1	回/年
	4	ホール・トイレ・階段室前廊下	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	5	1	回/年

【床の日常清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1 階	1	エレベーター（東側）	ゴム（フロアマット敷）	6.エレベーター	フロアマット	除塵	2	2	回/日
	2	エレベーター（中央）	ステンレス	6.エレベーター	弾性床又は硬質床	除塵及び部分水拭き	7	2	回/日
	3	階段室（東側）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	24	2	回/日
	4	階段室（中央）	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	5	2	回/日
	5	便所（東側）	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	28	2	回/日
	6	エントランス（東側）	磁器タイル	1.玄関ホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	159	2	回/日
		小計					225		
2階	1	階段室	長尺塩ビシート	7.階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	21	2	回/日
	2	廊下	長尺塩ビシート	3.廊下・エレベーターホール	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	48	2	回/日
		小計					69		
		合計					294		

【床以外の日常清掃】

階数	No.	名称	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
1 階	1	エレベーター（東側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	2	2	回/日
	2	エレベーター（東側）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	2	2	回/日
	3	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	7	2	回/日
	4	エレベーター（中央）	7.エレベーター	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵（消毒分）	7	2	回/日
	5	階段室（東側）※1階～2階の間のみ	8.階段	手すり拭き	24	2	回/日
	6	階段室（東側）※1階～2階の間のみ	8.階段	手すり拭き（消毒分）	24	2	回/日
	9	便所（東側）	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	28	2	回/日
	10	便所（東側）	5.便所・洗面所	ドアノブ・レバー等清拭（消毒分）	28	2	回/日
	11	エントランス（東側）	1.玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	159	1	回/日
2階	1	階段室	8.階段	手すり拭き	21	2	回/日
	2	階段室	8.階段	手すり拭き（消毒分）	21	2	回/日

【日常巡回清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	エレベーター（東側）	ゴム（フロアマット敷）	5.エレベーター	床部分水拭き	2	2	回/日
	2	エレベーター（中央）	ステンレス	5.エレベーター	床部分水拭き	7	2	回/日
	3	便所（東側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器洗浄	28	2	回/日
	4	便所（東側）	長尺塩ビシート	3.便所・洗面所	ごみ収集、衛生消耗品補充、汚物収集	28	2	回/日
	5	エントランス（東側）	磁器タイル	1.玄関ホール	床部分水拭き	159	2	回/日
	6	エントランス（東側）	磁器タイル	1.玄関ホール	ごみ収集、フロアマット除塵	159	2	回/日
2 階	1	廊下	長尺塩ビシート	2.廊下・エレベーターホール	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	48	2	回/日

【ごみ運搬処理】

階数	No.	名称			作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
	1	ごみ運搬処理			中継所から集積所までの運搬	294	1	回/日
	2	ごみ運搬処理			分別	294	1	回/日
	3	ごみ運搬処理			梱包	294	1	回/日

【床の定期清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1 階	1	エレベーター（東側）	長尺塩ビシート	7.エレベーター	弾性床	表面洗浄	2	2	回/年
	2	エレベーター（中央）	ステンレス	7.エレベーター	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	7	2	回/年
	3	階段室（東側）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	24	2	回/年
	4	階段室（中央）	長尺塩ビシート	8.階段	弾性床又は木製床	表面洗浄	5	2	回/年
	5	便所（東側）	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	28	2	回/年
	6	エントランス（東側）	磁器タイル	1.玄関ホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	159	2	回/年
2階	1	階段室	長尺塩ビシート	8.階段	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	21	2	回/年
	2	廊下	長尺塩ビシート	4.廊下・エレベーターホール	弾性床	表面洗浄	48	2	回/年

【ガラスの定期清掃】

階数	No.	名称	面	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
							単位	
1 階	1	エントランス カーテンウォール東面	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	110	1	回/年
	2	エントランス カーテンウォール南面	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	40	1	回/年
	3	管理室窓東面	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	3	1	回/年
	4	管理室窓北面	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	3	1	回/年
	5	便所	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	4	1	回/年
2～5 階	1	エレベーターホール東面	両面	2.窓ガラス	洗浄 足場仮設を必要としない場合	17	1	回/年

【床の日常清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	事務室・休憩室	長尺塩ビシート	2.事務室、会議室	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	21	1	回/日
	2	給湯室	長尺塩ビシート	5.湯沸室	弾性床	除塵及び部分水拭き	1	1	回/日
	3	便所	長尺塩ビシート	4.便所・洗面所		除塵及び部分水拭き	1	1	回/日
		小計					23		
		合計					23		

【床以外の日常清掃】

階数	No.	名称	区分	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
1階	1	事務室・休憩室	2.事務室	ごみ収集	21	1	回/日
	2	給湯室	6.湯沸室	流し台洗浄及び厨芥収集	1	1	回/日
	3	便所	5.便所・洗面所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	1	1	回/日

【ごみ運搬処理】

階数	No.	名称		作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
						単位	
	1	ごみ運搬処理		中継所から集積所までの運搬	23	1	回/日
	2	ごみ運搬処理		分別	23	1	回/日
	3	ごみ運搬処理		梱包	23	1	回/日

【床の定期清掃】

階数	No.	名称	床材仕上材	区分	項目	作業内容	清掃面積 (㎡)	回数	
								単位	
1階	1	事務室・休憩室	長尺塩ビシート	2.事務室	弾性床又は木製床	表面洗浄	21	1	回/年
	2	給湯室	長尺塩ビシート	6.湯沸室	弾性床	表面洗浄	1	1	回/年
	3	便所	長尺塩ビシート	5.便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	1	1	回/年

【床以外の定期清掃】

階数	No.	名称	照明器具	区分	作業内容	清掃個数 (個・㎡)	回数	
							単位	
1階	1	事務室・休憩室・給湯室・便所	40W蛍光灯2灯用	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	6	1	回/年
	2	事務室・休憩室・給湯室・便所	ダウンライト	7.照明器具	管球・反射板拭き、喫煙スペース以外	5	1	回/年

令和4年度 水産棟清掃場所面積

1 清掃面積及び仕上材一覧

(単位：㎡)

階 数	No.	名 称	床面積	床材仕上材	備 考
1 階		エレベーター（中央）	8	ステンレス	人荷用（フジテック製）
		エレベーター（南側）	12	ゴムタイル	乗 用（日立製）
		エレベーター（北側）	13	ステンレス	人荷用（フジテック製）
		階段室（中央）	32	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	17	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	27	長尺塩ビシート	
		便所（南側）	30	磁器質タイル	
		便所（北側）	92	磁器質タイル	
		廊下（南側）	54	無機質系硬質塗床材	
		廊下（北側）	41	無機質系硬質塗床材	
		小 計	326		
2 階		展示室	200	長尺塩ビシート	
		資料室	90	長尺塩ビシート	
		水産分室	61	長尺塩ビシート	
		見学者通路	932	長尺塩ビシート	
		階段室（中央）	30	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	38	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	28	長尺塩ビシート	
		便所（南側）	45	長尺塩ビシート	
		便所（中央）	83	長尺塩ビシート	
		便所（北側）	26	長尺塩ビシート	
		エレベーターホール（中央）	110	長尺塩ビシート	喫煙コーナー20㎡含む
		廊下	104	長尺塩ビシート	
		小 計	1,747		
3 階		階段室（中央）	30	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	38	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	28	長尺塩ビシート	
		便所（南側）	33	長尺塩ビシート	
		便所（中央）	88	長尺塩ビシート	
		便所（北側）	20	長尺塩ビシート	
		廊下	1,311	長尺塩ビシート	
		渡り廊下（水産棟3階～青果棟3階）	79	長尺塩ビシート	
		小 計	1,627		
4 階		札幌市管理事務所	520	ビニール床タイル	
		研修室	80	ビニール床タイル	
		A 会議室	156	長尺塩ビシート	
		B 会議室	116	長尺塩ビシート	
		階段室（中央）	30	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	38	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	28	長尺塩ビシート	
		廊下	1,131	長尺塩ビシート	
		便所（南側）	33	長尺塩ビシート	
		便所（中央）	88	長尺塩ビシート	
		便所（北側）	20	長尺塩ビシート	
		小 計	2,240		
		合 計	5,940		

令和4年度 青果棟清掃場所面積

1 清掃面積及び仕上材一覧

(単位：㎡)

階 数	No.	名 称	床面積	床材仕上材	備 考
1 階		エレベーター（南側）	22	ゴムタイル	人荷用（フジテック製）
		エレベーター（中央）	42	ステンレス	人荷用（日立製）
		エレベーター（北側）	17	ステンレス	人荷用（フジテック製）
		エレベーターホール（南側）	38	無機質系硬質塗床材	
		エレベーターホール（北側）	32	無機質系硬質塗床材	
		階段室（南側）	37	長尺塩ビシート	
		階段室（仲卸店舗24-46）	27	長尺塩ビシート	
		階段室（仲卸店舗22-34）	24	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	31	長尺塩ビシート	
		便所(南側)	72	磁器質タイル	
		便所(北側)	59	磁器質タイル	
		便所出入口(南側)	9	磁器質タイル	
		便所出入口(北側)	7	磁器質タイル	
		小 計	417		
2 階		青果分室	51	長尺塩ビシート	
		見学者通路	1,678	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	41	長尺塩ビシート	
		階段室（仲卸店舗24-46）	26	長尺塩ビシート	
		階段室（仲卸店舗22-34）	55	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	30	長尺塩ビシート	
		エレベーターホール（南側）	37	長尺塩ビシート	
		エレベーターホール（北側）	35	長尺塩ビシート	
		便所（南側）	72	長尺塩ビシート	
		便所（北側）	66	長尺塩ビシート	
		喫煙室	22	長尺塩ビシート	
		小 計	2,113		
3 階		札幌市会議室	79	長尺塩ビシート	
		階段室（南側）	41	長尺塩ビシート	
		階段室(市保健所隣)	26	長尺塩ビシート	
		階段室（みらい向かい）	27	長尺塩ビシート	
		階段室（北側）	30	長尺塩ビシート	
		通路	1,833	長尺塩ビシート	食堂前通路含む
		便所（南側）	72	長尺塩ビシート	
		便所（中央）	88	長尺塩ビシート	
		便所（北側）	76	長尺塩ビシート	
		身障者便所（北側）	8	長尺塩ビシート	
		廊下	113	長尺塩ビシート	
		渡り廊下（青果棟3階～防災センター）	93	長尺塩ビシート	
		小 計	2,486		
		合 計	5,016		

令和4年度 管理センター清掃場所面積

1 清掃面積及び仕上材一覧

(単位：㎡)

階 数	No.	名 称	床面積	床材仕上材	備 考
1 階		エレベーター	6	ゴム	
		階段室	22	磁器タイル	
		玄関ホール	8	磁器タイル	
		ピロティ	119	アスファルト舗装	
		ポーチ	7	磁器タイル	
		守衛室	121	ビニル床タイル	給湯含む
		守衛室内便所	6	ビニル床タイル	
		小 計	289		
2 階		階段室	22	長尺塩ビシート	
		便所	21	長尺塩ビシート	
		多目的便所	5	長尺塩ビシート	
		ホール	14	長尺塩ビシート	
		廊下	17	長尺塩ビシート	
		調理実習室	112	長尺塩ビシート	
		SK・コート掛け	5	長尺塩ビシート	
		小 計	196		
3 階		階段室	22	長尺塩ビシート	
		便所	17	長尺塩ビシート	
		ホール	20	ビニル床タイル	
		廊下	41	長尺塩ビシート	
		渡り廊下 (防災センター3階～立駐2階)	78	長尺塩ビシート	
		多目的室	96	ビニル床タイル	
		小 計	274		
		合 計	759		

令和4年度 立体駐車場清掃場所面積

1 清掃面積及び仕上材一覧

(単位：㎡)

階 数	No.	名 称	床面積	床材仕上材	備 考
1 階		エレベーター（東側）	2	長尺塩ビシート	
		エレベーター（中央）	7	ステンレス	
		階段室（東側）	24	長尺塩ビシート	1 階～2 階のみ
		階段室（中央）	5	長尺塩ビシート	1 階のみ
		便所（東側）	28	長尺塩ビシート	男子13㎡、女子9㎡、身障者6㎡
		エントランス（東側）	159	磁器タイル	
	小 計		225		
2 階		階段室	21	長尺塩ビシート	
		廊下	48	長尺塩ビシート	
	小 計		69		
	合 計		294		

※参考 1 F エントランス カーテンウォール窓ガラス面積 約150㎡

令和4年度 第2守衛室 清掃面積

1 清掃面積及び仕上材一覧

(単位：㎡)

階 数	No.	名 称	床面積	床材仕上材	備 考
1 階		事務室・休憩室	21	長尺塩ビシート	
		給湯室	1	長尺塩ビシート	
		便所	1	長尺塩ビシート	
		小 計	23		
		合 計	23		

令和4年度 定期清掃場所面積（ガラス）

※寸法は建具の寸法を掲載しているものもあります。

○水産棟

W (m)	H (m)	対象数	面積 (㎡)	場所
16.2	1.58	1	25.6	水産棟 2F札幌市分室
合 計		1	25.6	

○青果棟

W (m)	H (m)	対象数	面積 (㎡)	場所
10.9	1.75	1	19.1	青果棟 2F札幌市分室
0.9	2.36	99	210.3	青果棟 2F仲卸事務所側通路
2.5	1.75	1	4.4	青果棟 2階北側エレベーターホール
1.0	1.70	9	15.3	青果棟 3階渡り廊下側通路（ホール）
1.0	1.97	4	7.9	青果棟 3階渡り廊下（水産棟側）の一部
合 計		114	256.9	

○立体駐車場

W (m)	H (m)	対象数	面積 (㎡)	場所
24.5	4.50	1	110.3	立体駐車場 1Fロビーカーテンウォール東面
8.9	4.50	1	40.1	立体駐車場 1Fロビーカーテンウォール南面
1.7	1.87	1	3.2	立体駐車場 1F管理室窓東面
1.7	1.87	1	3.2	立体駐車場 1F管理室窓北面
0.5	1.87	5	4.8	立体駐車場 1Fトイレ
2.3	1.89	4	17.5	立体駐車場 2～5Fエレベーターホール東面
合 計		13	178.9	

○渡り廊下

W (m)	H (m)	対象数	面積 (㎡)	場所
3か所合わせて		3	382.0	水産～青果、青果～管理セ、管理セ～立駐
合 計		3	382.0	

総 計	843.3
-----	-------

照明器具等清掃対象一覧

設置場所	器具数		本数		備考
	直管型	ダウンライト	直管型	ダウンライト	
水産棟4F 札幌市管理事務所					
市場長室	6		12		すべて2灯
事務室	54		108		すべて2灯
応接室	4		8		すべて2灯
会議室	2		4		すべて2灯
給湯室	2	1	3	1	2灯1個、1灯1個、ダウンライト（休憩室前）1個
男子更衣室	3		6		すべて2灯（カバー付）
女子更衣室	1		2		すべて2灯
休憩室	4		8		すべて2灯
水産棟4F 札幌市会議室A	24		48		すべて2灯
水産棟4F 札幌市会議室B	18		36		すべて2灯
水産棟4F 研修室	12		24		すべて2灯
水産棟2F 札幌市分室	15		28		2灯13個、台所1灯1個、流し上1灯1個
水産棟2・3F 見学者通路看板照明		10		10	2Fスポットライト2個×4箇所、3Fセブンイレブン横「ようこそ水産棟へ」看板前スポットライト2個
青果棟3F 札幌市会議室	8		16		2灯8個
青果棟2F 札幌市分室	9		17		2灯8個、流し上1灯1個
青果棟2F 見学者通路看板照明		18		18	看板スポットライト2個×8箇所、北側「ようこそ青果棟へ」看板前スポットライト2個
管理センター1F守衛室	23	1	44	1	事務所17個、トイレ2灯1個、1灯1個、廊下2個、休憩室1個、流し上1灯1個、トイレダウンライト1個
管理センター1Fピロティ－・ポーチ	16	4	16	4	屋外天井蛍光灯1灯16個、ダウンライト外2個、エレベーター前2個
管理センター2F 調理実習室	20	4	40	4	2灯20個、ダウンライト4個
管理センター2F 廊下・トイレ・クローゼット・SK	16	3	29	3	2灯13個、1灯3個、トイレダウンライト3個
管理センター3F 多目的室	15	8	30	8	2灯15個、ダウンライト8個
管理センター3F ホール・トイレ・階段室前廊	15	5	37	5	3灯9個、2灯4個、1灯2個、ダウンライト男子トイレ1個、女子トイレ2個、看板照明2個
第2守衛室	6	5	11	5	2灯5個、1灯1個、ダウンライト外2個、内3個
合計	273	59	527	59	

令和4年度 日常・定期清掃場所面積（什器・備品）

○水産棟

2F 展示室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	名称
2.5	1.8	1	4.50	ネコ車
2.6	0.5	1	1.30	帽子展示棚
1.0	1.0	1	1.00	はし使用体験台
3.2	1.1	1	3.52	ターレット式運搬車
0.8	0.6	1	0.48	エンジン展示ケース
0.9	0.6	4	2.16	展示パネル
0.5	0.5	11	2.75	ベンチ
合 計		20	15.0	小数点以下切捨て

2F 展示室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.2	2.0	6	2.40	窓台
合 計		6	2.0	小数点以下切捨て

2F 資料室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	名称
1.0	1.1	1	1.10	市場模型
2.4	1.6	1	3.84	丸テーブル
2.7	1.8	1	4.86	ソファ
合 計		3	9.0	小数点以下切捨て

2F 見学者通路

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	名称
1.5	1.1	2	3.30	説明パネル・操作ボタン
2.0	2.0	4	16.00	壁面展示パネル
合 計		6	19.0	小数点以下切捨て

3F 廊下

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
1.8	2.5	1	4.50	セブンイレブン前「ようこそ水産棟へ」看板
2.0	1.8	2	7.20	水仲前ソファ（8脚）、テーブル（2台）
合 計		3	11.0	小数点以下切捨て

4F 研修室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.5	1.8	8	6.48	研修室テーブル、椅子等
合 計		8	6.0	小数点以下切捨て

4F A会議室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.5	1.8	30	24.30	A会議室テーブル、椅子等
合 計		30	24.0	小数点以下切捨て

4F B会議室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.5	1.8	12	9.72	B会議室テーブル、椅子等
合 計		12	9.0	小数点以下切捨て

○青果棟

2 F 見学者通路（什器・備品）

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	名称
1.5	1.1	2	3.30	説明パネル・操作ボタン
2.0	2.0	9	36.00	壁面展示パネル8枚、北側「ようこそ青果棟へ」看板
合 計		11	39.0	小数点以下切捨て

2 F 見学者通路（壁）

対象数		面積（㎡）	場所
1式		442.0	見学者通路沿い壁
合 計		0	442.0 小数点以下切捨て

3 F 会議室（什器・備品）

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.5	1.8	12	9.72	会議室テーブル、椅子等
合 計		12	9.0	小数点以下切捨て

3 F 通路（什器・備品）

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
1.0	1.6	3	4.80	北側みらい前テーブル、椅子
合 計		3	4.0	小数点以下切捨て

○管理センター

2 F 調理実習室

対象数		面積（㎡）	場所
1式		1.0	冷蔵庫上部（壁面等含む）
合 計		0	1.0 小数点以下切捨て

3 F 多目的室

たて（m）	横（m）	対象数	面積（㎡）	場所
0.5	0.5	30	7.50	テーブル付き椅子
合 計		30	7.0	小数点以下切捨て

令和4年度 ごみ排出量（想定）

（単位：45リットル入ごみ袋）

1 水産棟

階 数	No.	名 称	1日の 排出量	開市日	年間数量	備 考
1階		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	5.0		1,280	
2階		水産分室	0.1	256	26	燃やせるごみ0.1袋/日
		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（中央）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		エレベーターホール（中央） 喫煙コーナー	0.1	256	26	※新型コロナウイルス感染症の感 染拡大により閉鎖中（期間未定）
		小 計	7.7		1,971	
3階		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（中央）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	7.5		1,920	
4 階		札幌市管理事務所	2.5	256	640	燃やせるごみ1袋/日 びん・缶0.5袋/日 ペットボトル1袋/日
		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（中央）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	10.0		2,560	
		合 計	30.2		7,731	

2 青果棟

階 数	No.	名 称	1 日の 排出量	開市日	年間数量	備 考
1階		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	5.0		1,280	
2階		青果分室	0.1	256	26	燃やせるごみ0.1袋/日
		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		喫煙コーナー	0.1	256	26	※新型コロナウイルス感染症の感 染拡大により閉鎖中（期間未定）
		小 計	5.2		1,331	
3階		便所（南側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（中央）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		便所（北側）	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	7.5		1,920	
		合 計	17.7		4,531	

3 管理センター

階 数	No.	名 称	1 日の 排出量	開市日	年間数量	備 考
1階		守衛室	2.0	256	512	燃やせるごみ1袋/日 びん・缶0.5袋/日 ペットボトル0.5袋/日
		小 計	2.0		512	
2 階		便所	0.5	256	128	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子0.2袋/日、女子0.3袋/日
		小 計	0.5		128	
3階		便所	2.5	256	640	ペーパータオル及び汚物入れごみ 男子1袋/日、女子1.5袋/日
		小 計	2.5		640	
		合 計	5.0		1,280	

4 立体駐車場

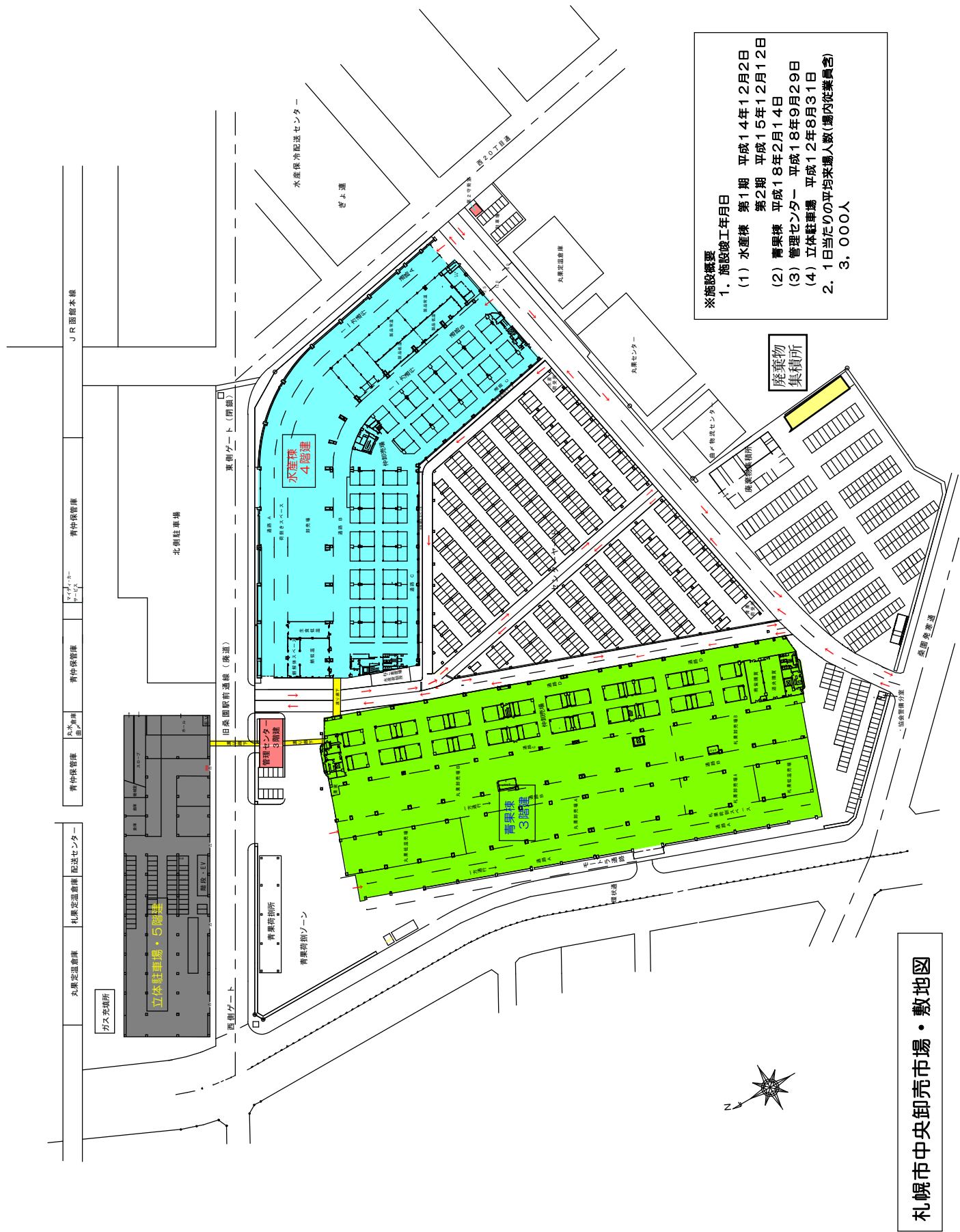
階 数	No.	名 称	1 日の 排出量	開市日	年間数量	備 考
1階		エントランス	3.0	256	768	燃やせるごみ1袋/日 びん・缶1袋/日 ペットボトル1袋/日
		小 計	3.0		768	立体駐車場の便所にはペーパータ オル設置なし
		合 計	3.0		768	

5 第2守衛室

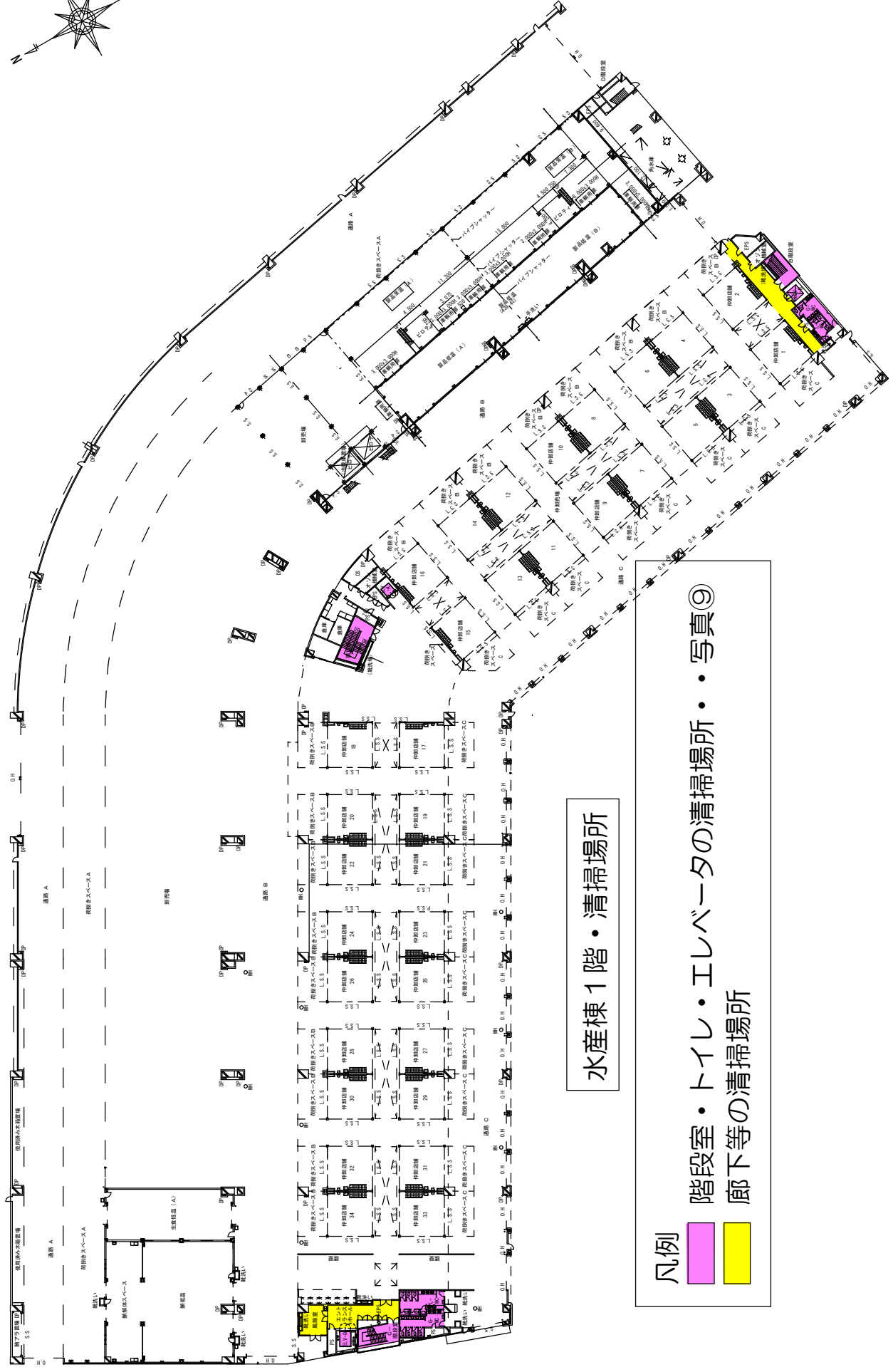
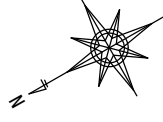
階 数	No.	名 称	1 日の 排出量	開市日	年間数量	備 考
1階		第2守衛室	0.1	256	26	燃やせるごみ0.1袋/日
		小 計	0.1		26	
		合 計	0.1		26	
		総 計	56.0		14,336	

水産棟・青果棟等トイレ・手洗い設置個数内訳

[illegible]



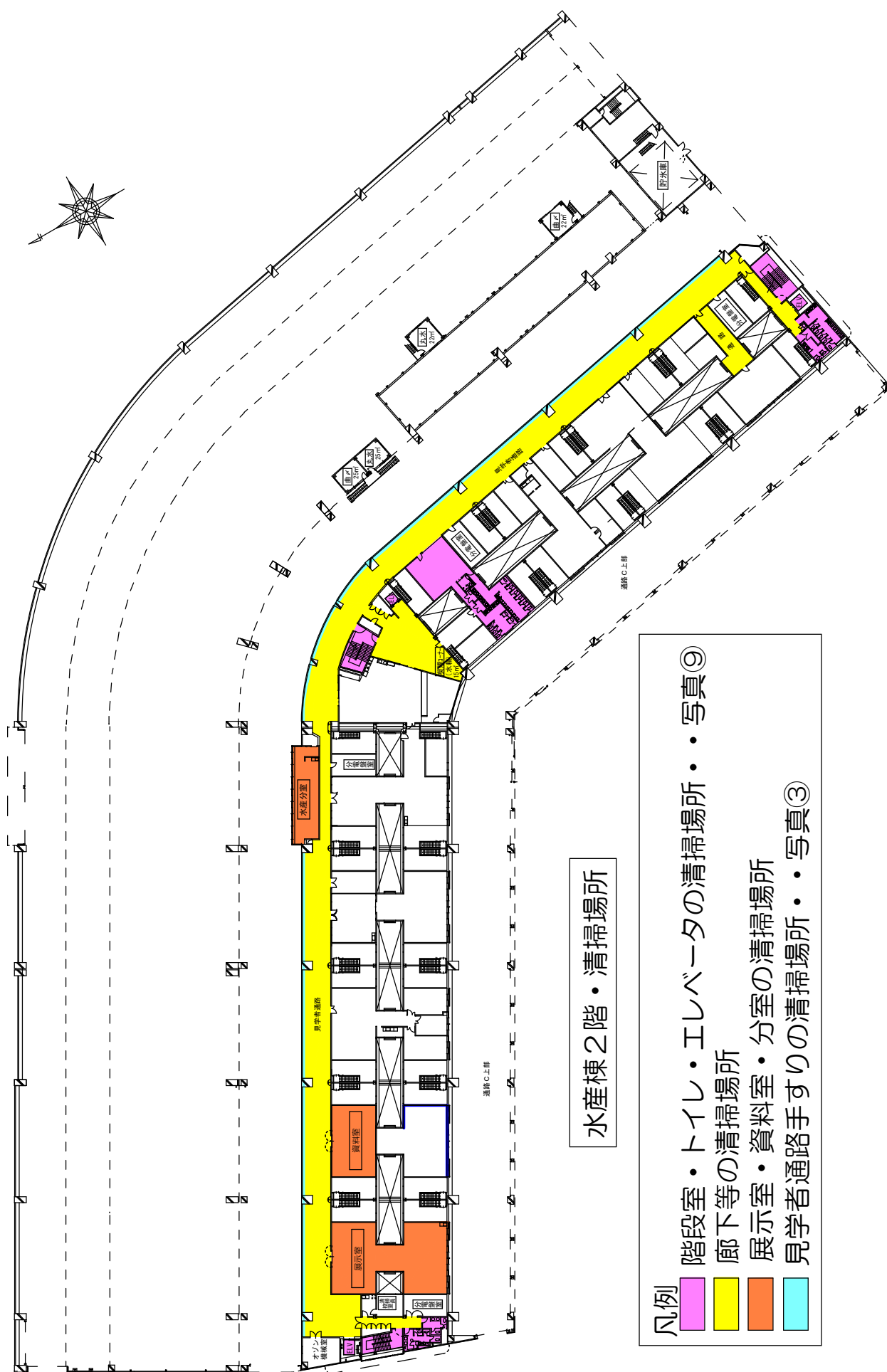
札幌市中央卸売市場・敷地図

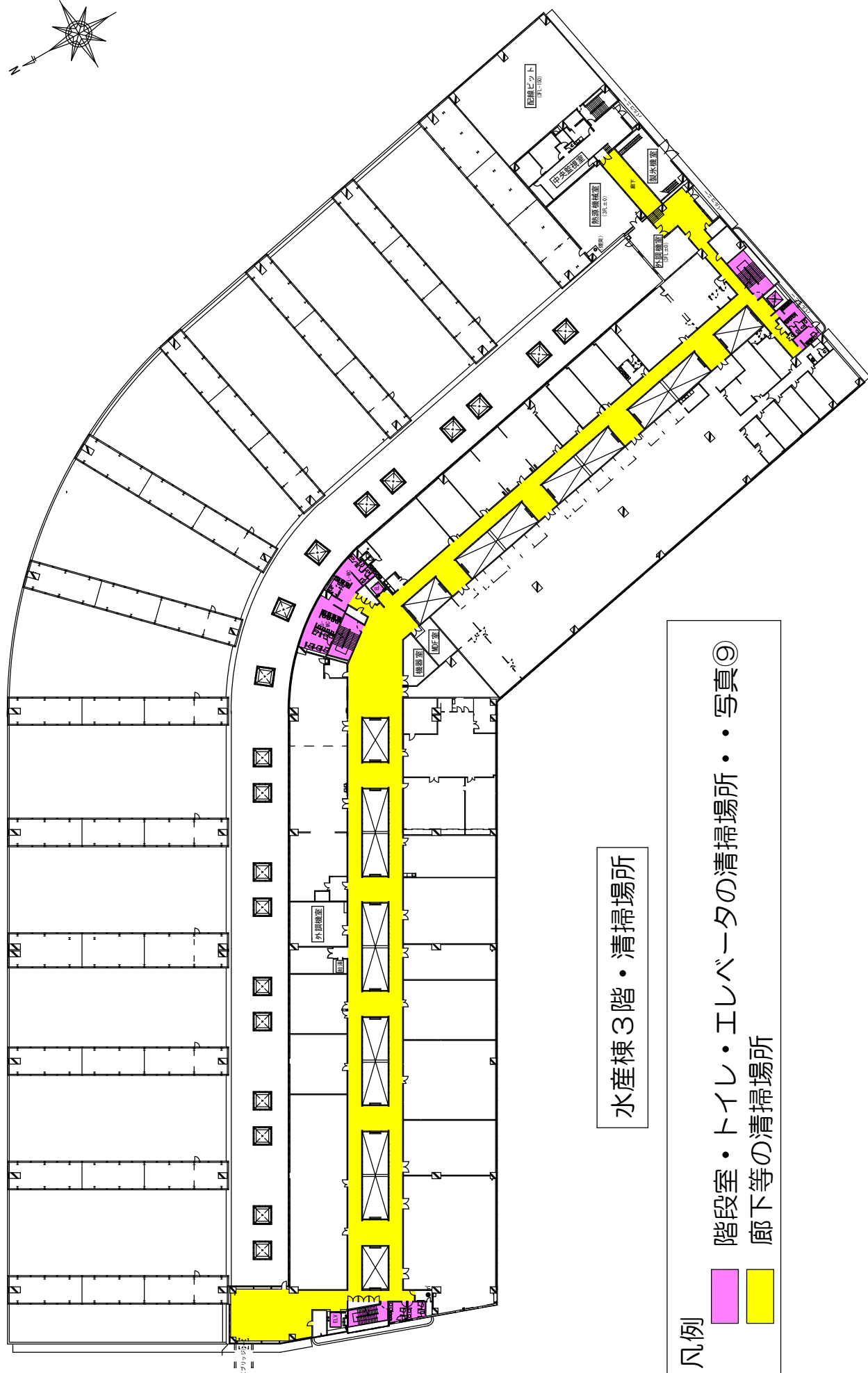


水産棟 1階・清掃場所

凡例

- 階段室・トイレ・エレベータの清掃場所・写真⑨
- 廊下等の清掃場所



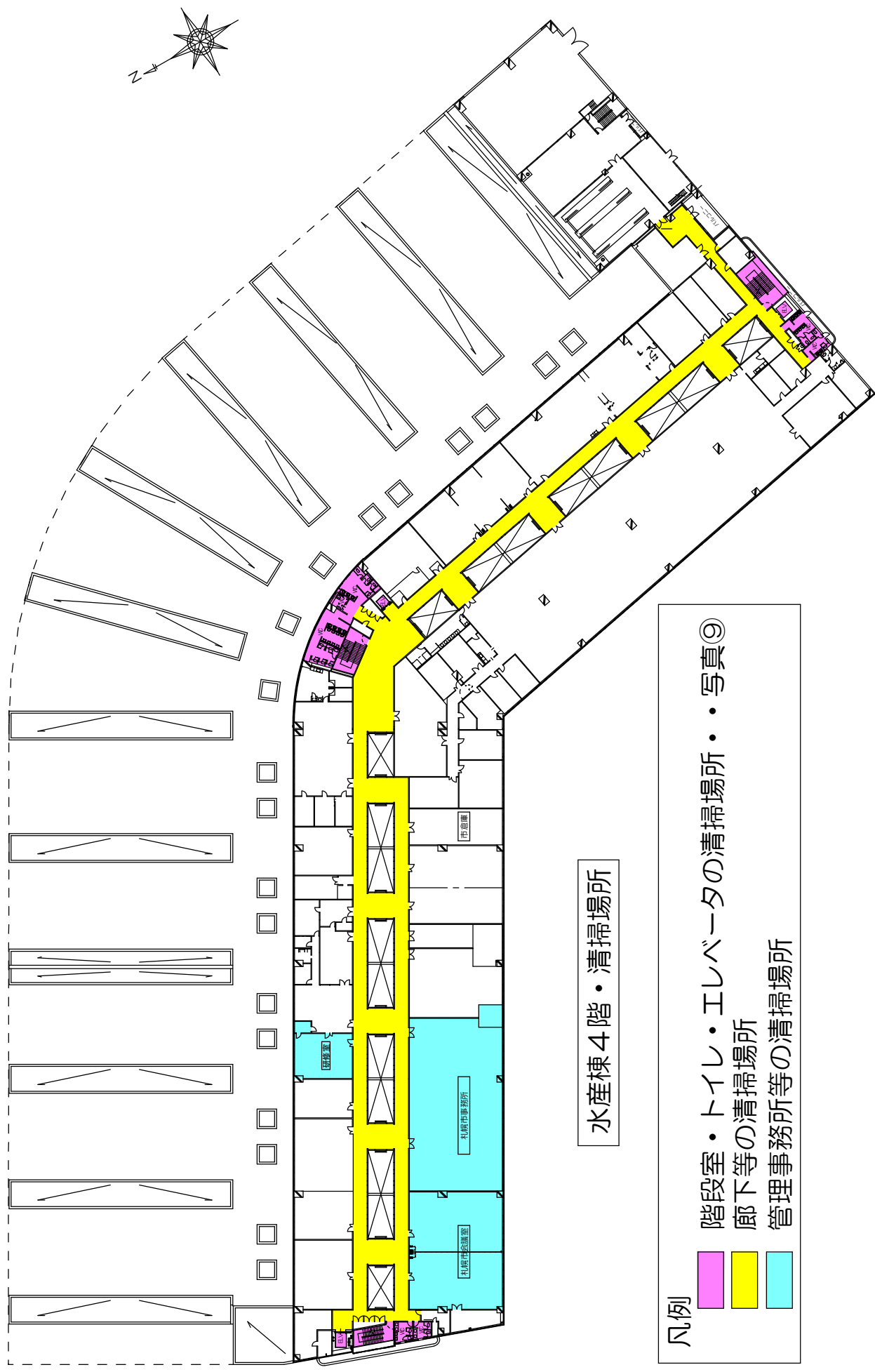


水産棟3階・清掃場所

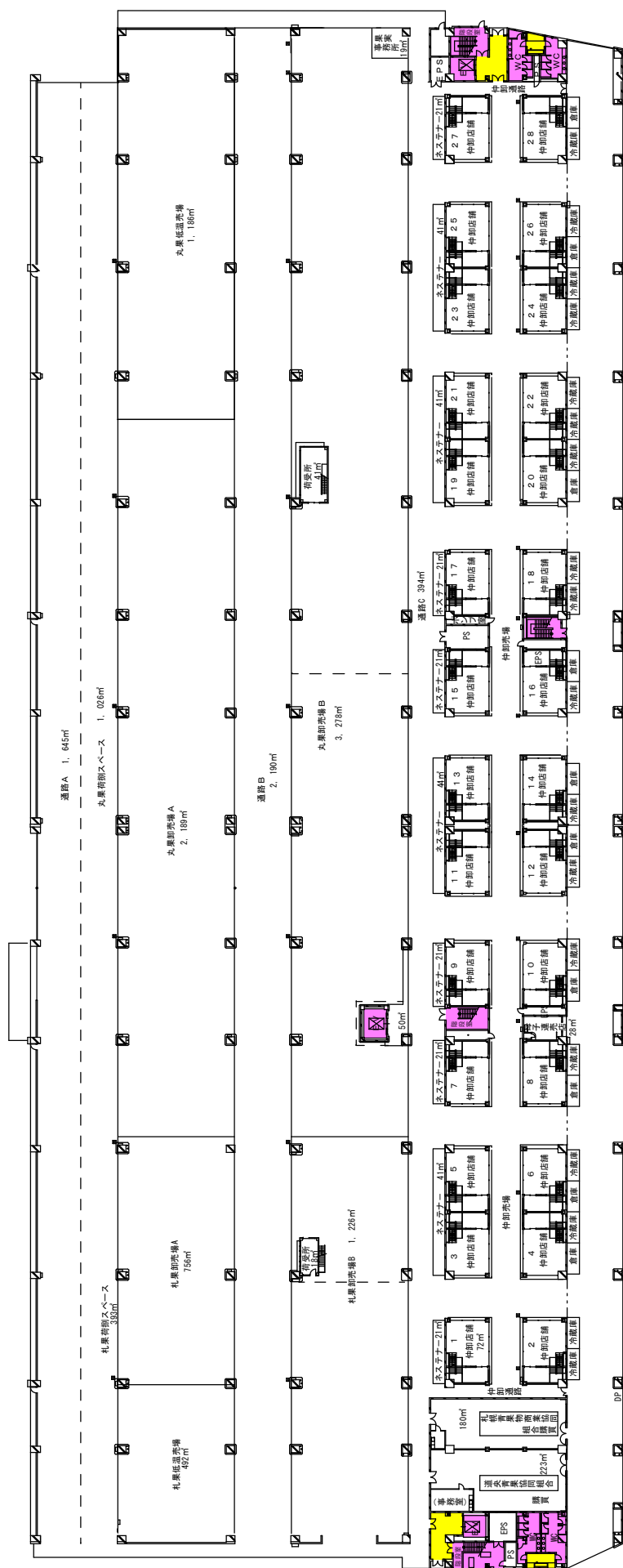
凡例

階段室・トイレ・エシベータの清掃場所・・・写真⑨

廊下等の清掃場所



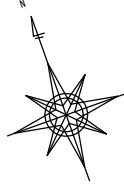
札幌市管理事務所の清掃場所
A会議室の清掃場所
B会議室の清掃場所



凡例

	階段室・トイレ・エシベータの清掃場所・写真⑧
	廊下等の清掃場所

青果棟1階・清掃場所



凡例

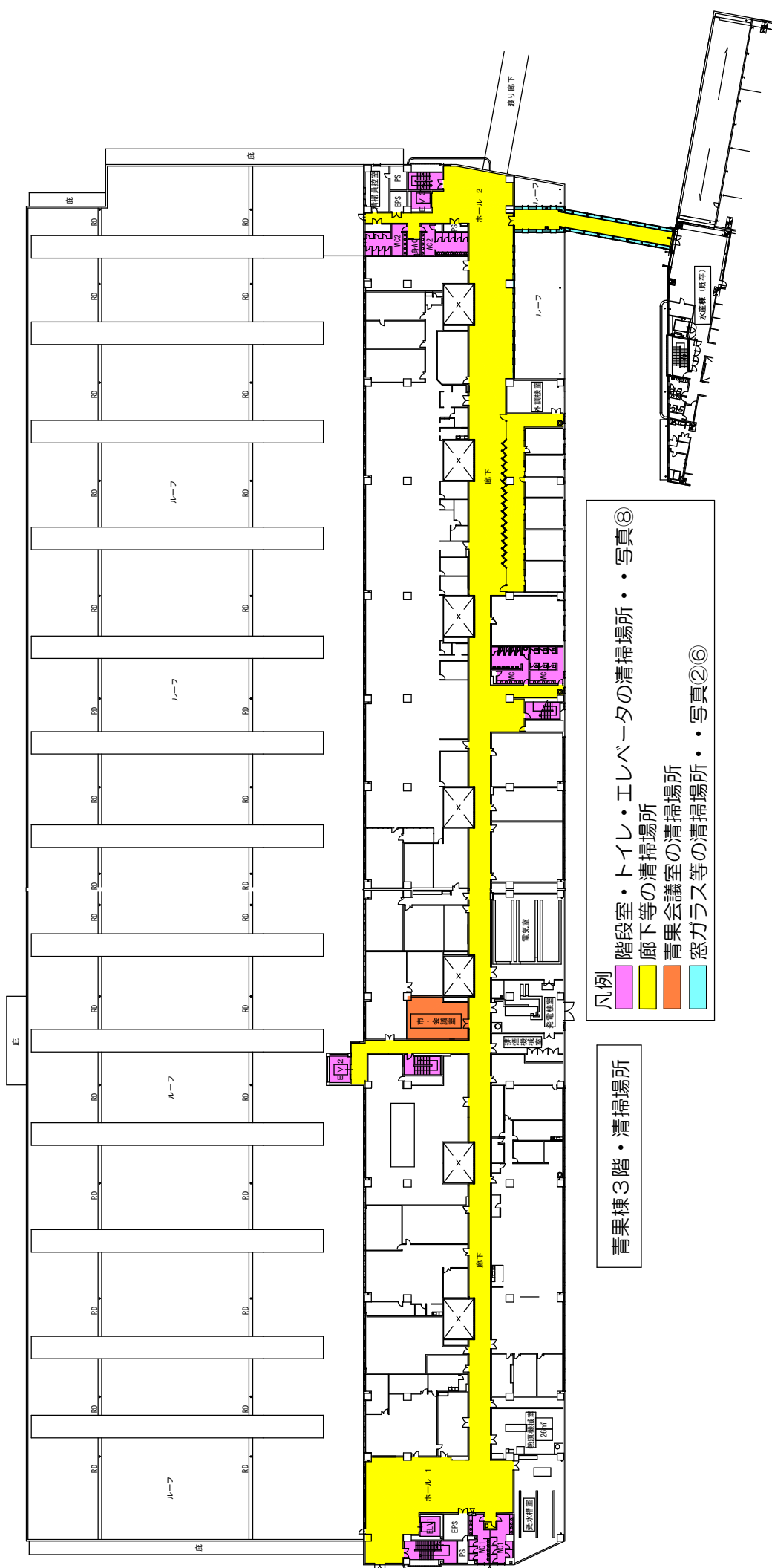
階段室・トイレ・エレベータの清掃場所・・・写真⑧

廊下・喫煙室等の清掃場所・・・写真⑩

見学者通路手すり等の清掃場所・・・写真①④⑤

分室の清掃場所

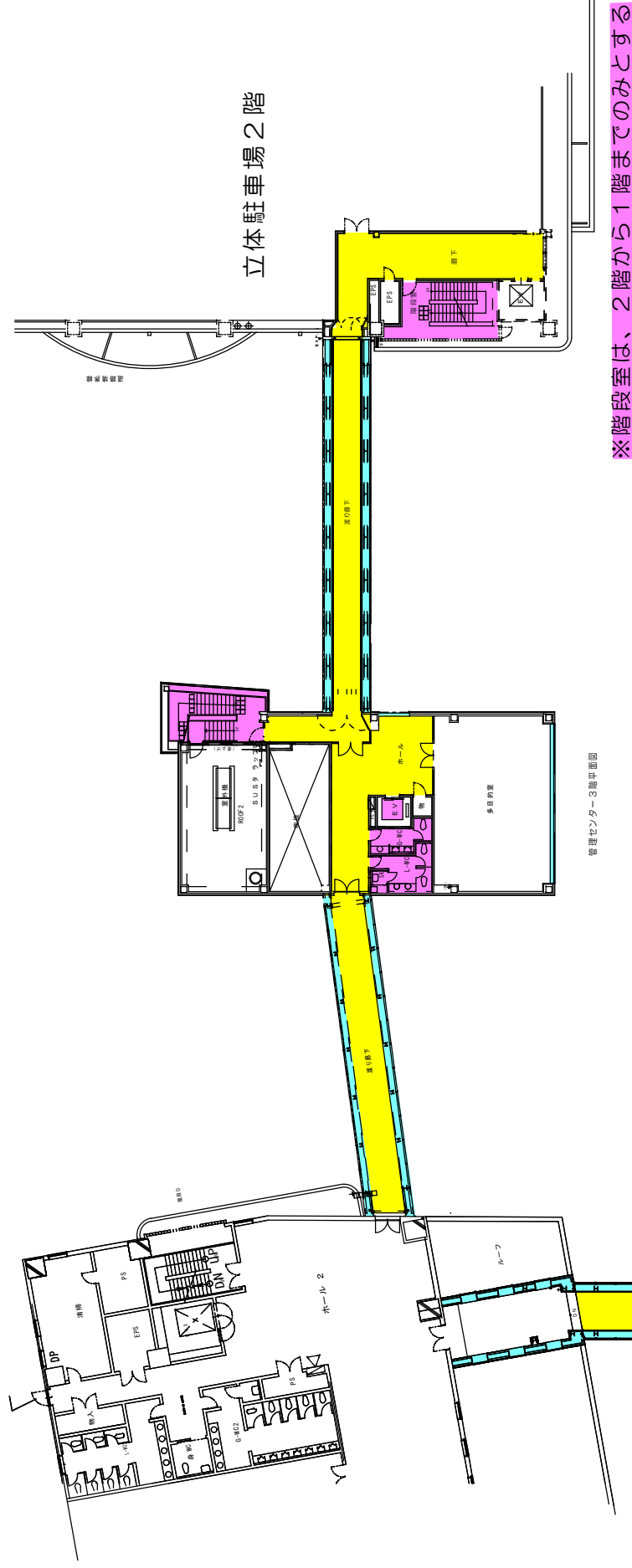
青果棟2階・清掃場所



凡例

- 階段室・トイレ・エレベータの清掃場所・・・写真⑧
- 廊下等の清掃場所
- 青果会議室の清掃場所
- 窓ガラス等の清掃場所・・・写真②⑥

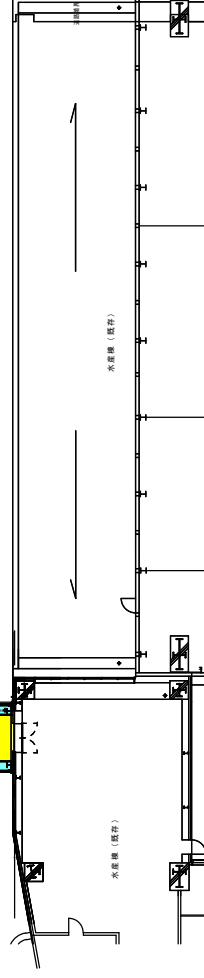
青果棟3階・清掃場所

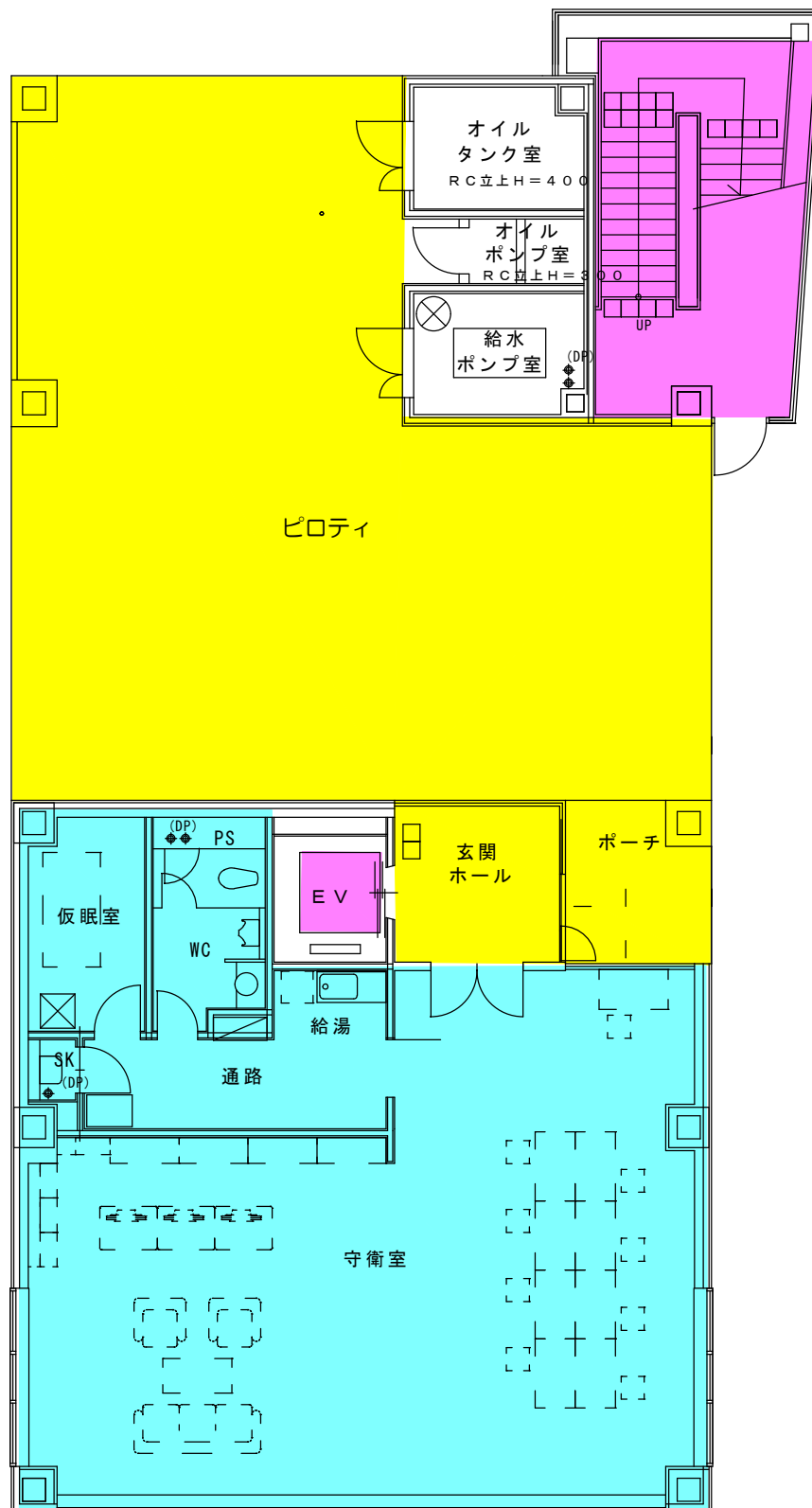


渡り廊下・立体駐車場 2階清掃場所

凡例

- 階段室・トイレ・エレベータの清掃場所
- 渡り廊下・廊下の清掃場所
- 窓ガラス（内側）窓台の清掃場所・・・写真②⑥⑦

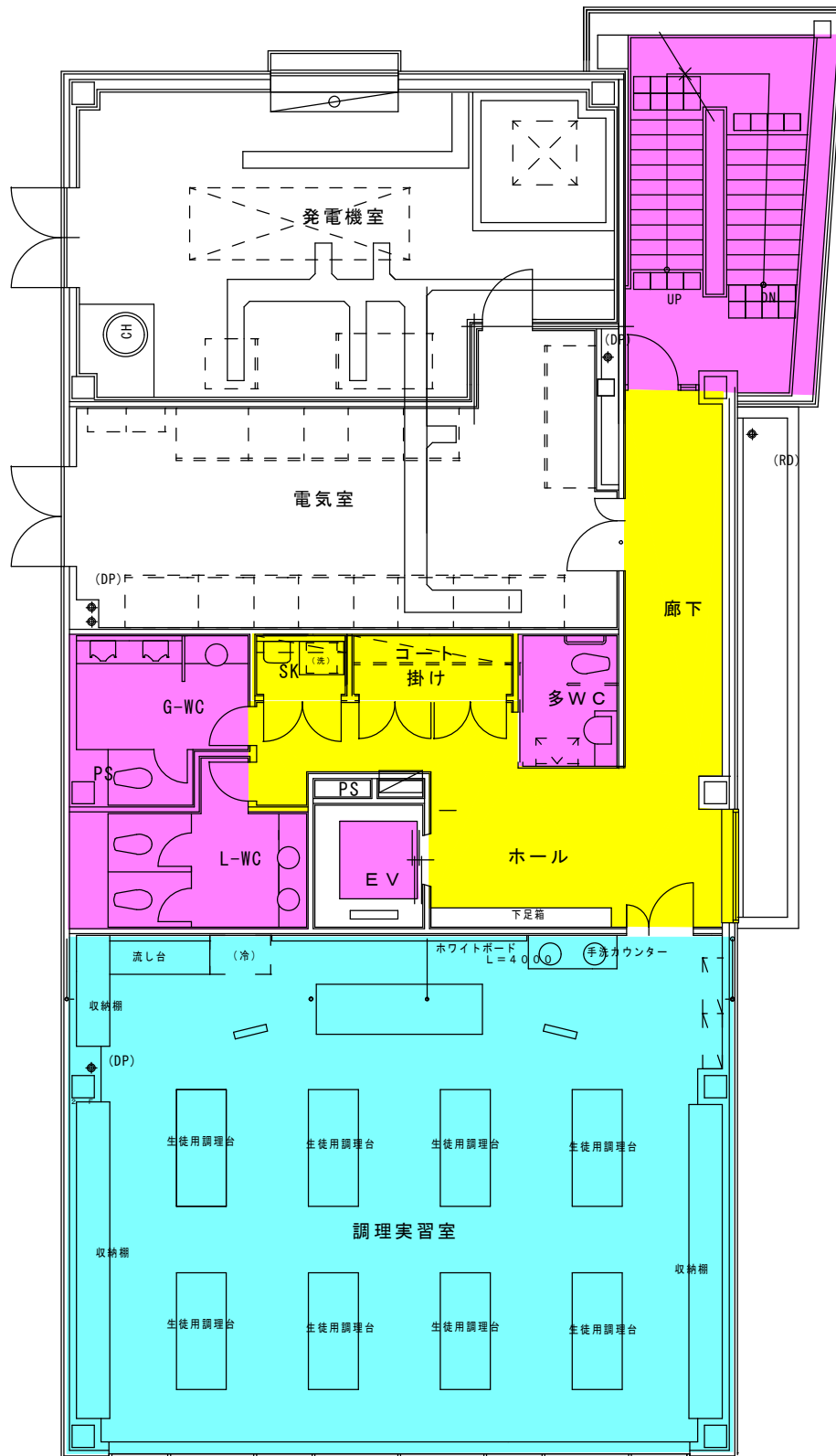




管理センター1階・清掃場所

凡例

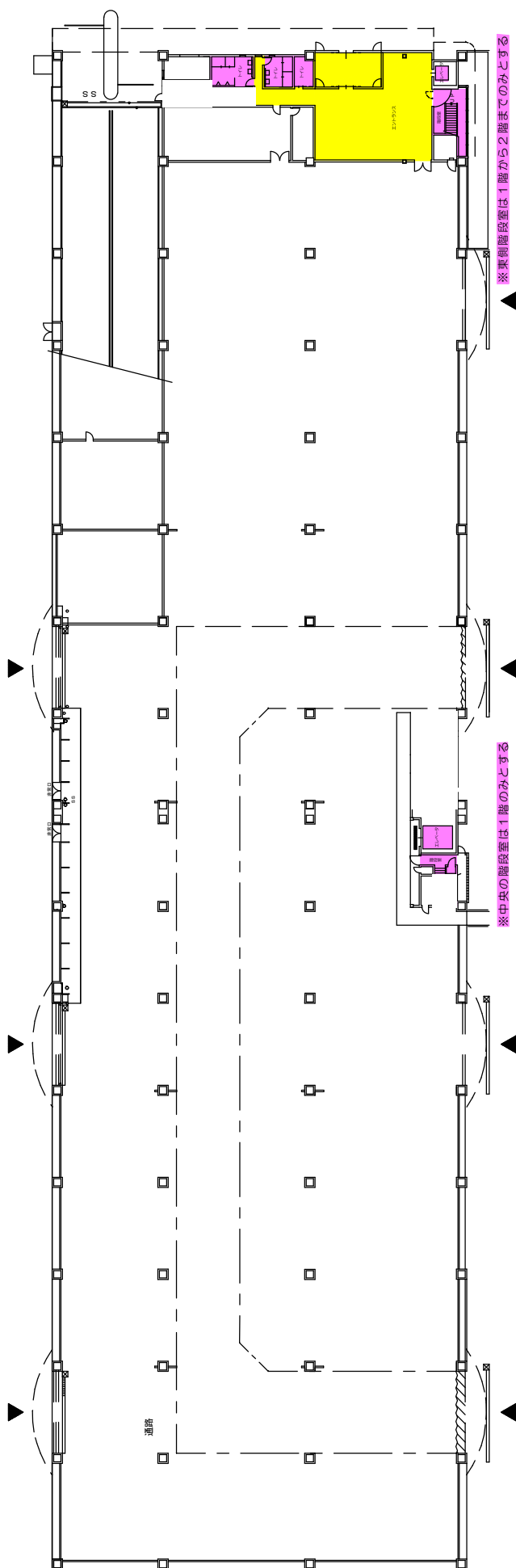
- 階段室・トイレ・エレベータの清掃場所
- ピロティ・ポーチ・玄関ホールの清掃場所
- 守衛室の清掃場所



管理センター2階・清掃場所

凡例

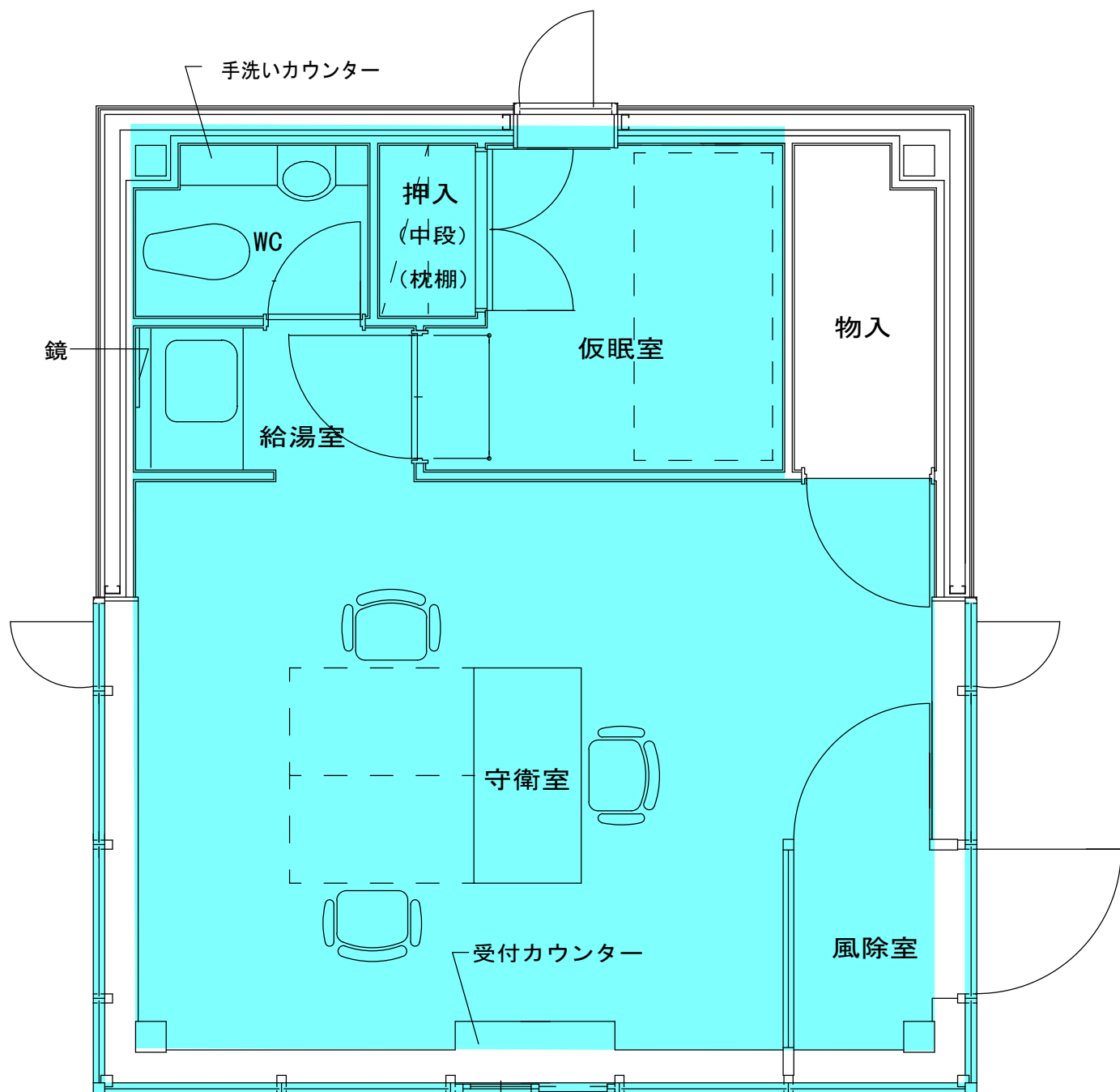
- 階段室・トイレ・エレベータの清掃場所
- 廊下等の清掃場所
- 調理実習室の清掃場所・・・写真⑫



凡例

階段室・トイレ・エレベータ・管理室の清掃場所
廊下等の清掃場所（窓ガラス含む）・写真⑪

立体駐車場1階・清掃場所



第2守衛室 清掃場所

凡例

第2守衛室の清掃場所



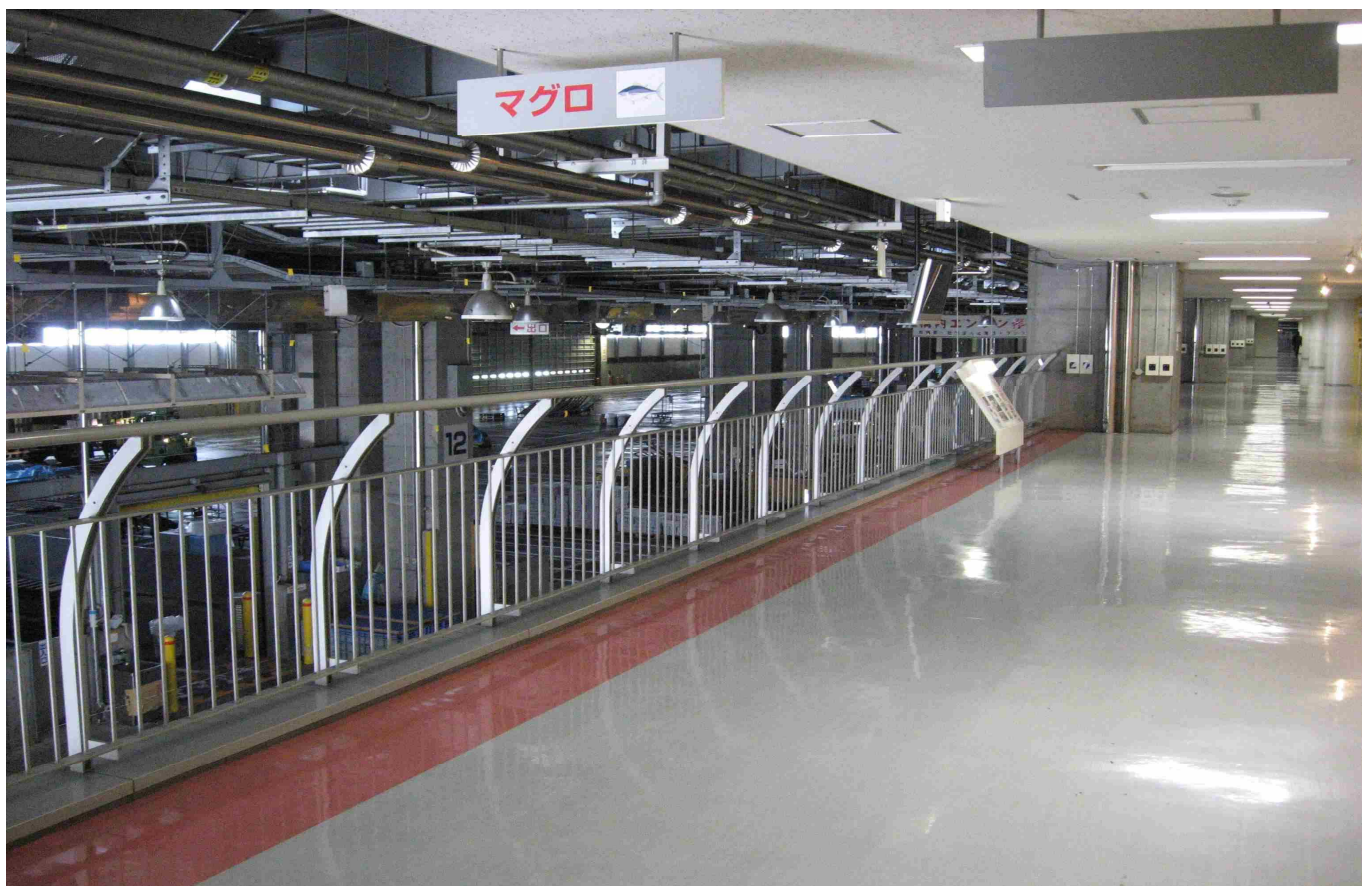
青果棟 2階仲卸事務所側通路ガラス（9 9組）※上下で1組

（写真①）



青果棟 3階渡り廊下側通路窓ガラス（1 3枚）

（写真②）



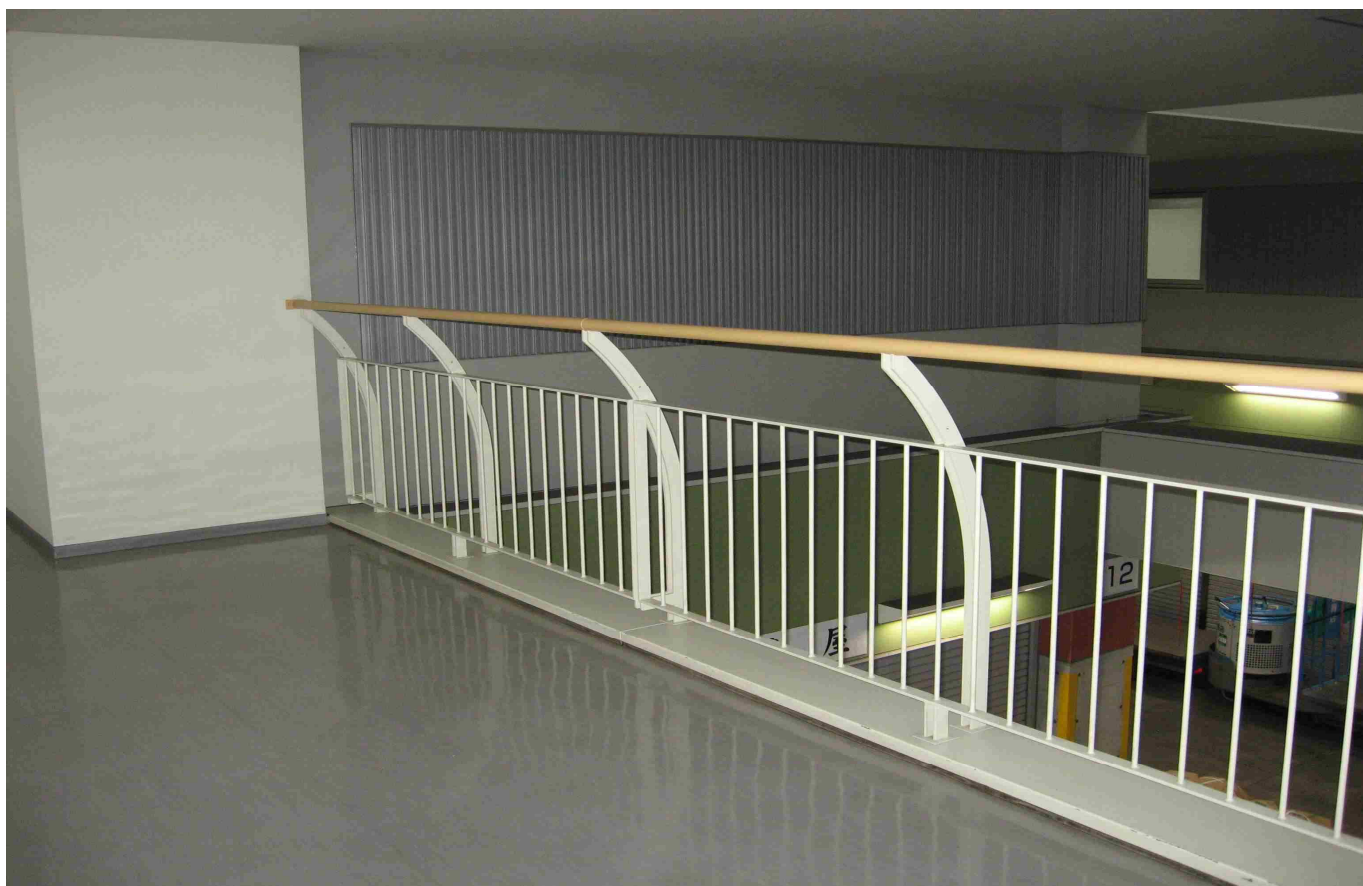
水産棟 2階見学者通路手すり

(写真③)



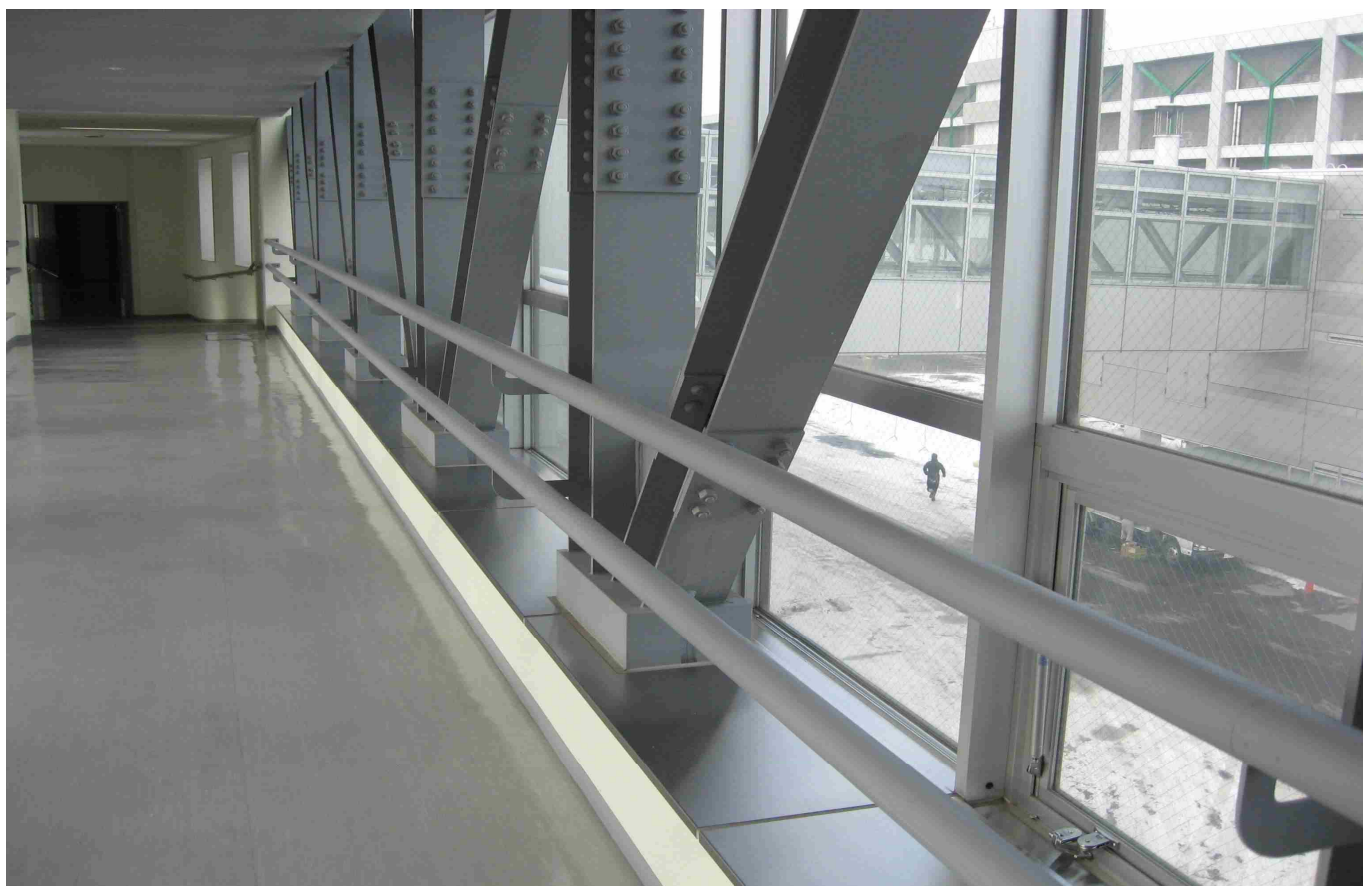
青果棟 2階見学者通路手すり及び壁

(写真④)



青果棟 2階仲卸事務所通路側手すり

(写真⑤)



渡り廊下窓ガラス（内側）

(写真⑥)



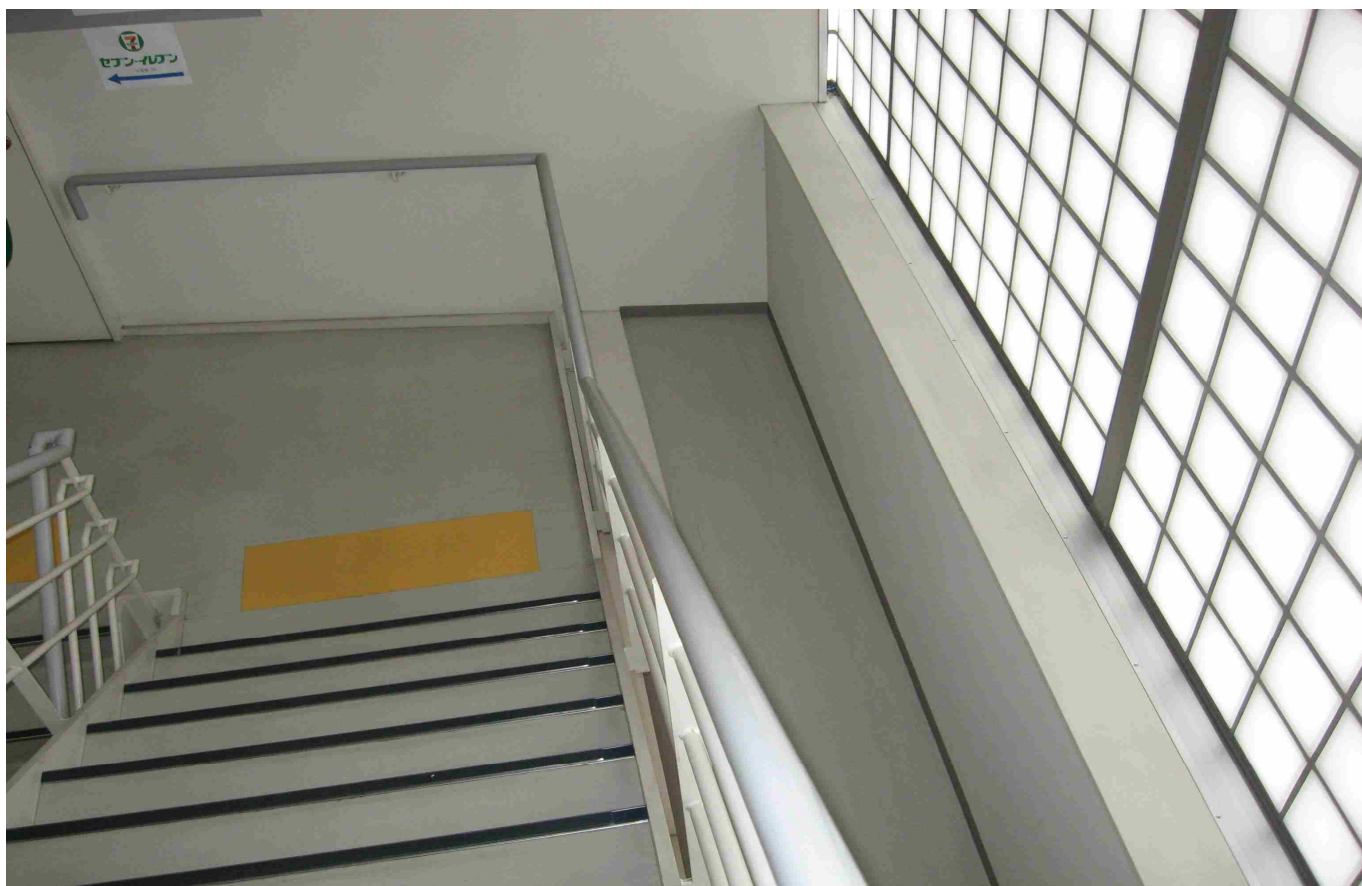
渡り廊下窓ガラス（内側）

（写真⑦）



青果棟階段室内壁及び窓台（窓ガラス除く）

（写真⑧）



水産棟階段室内壁及び窓台（窓ガラス除く）

（写真⑨）



青果棟北側エレベーターホール窓ガラス及び窓台

（写真⑩）



立体駐車場 1 階窓ガラス

(写真⑪)

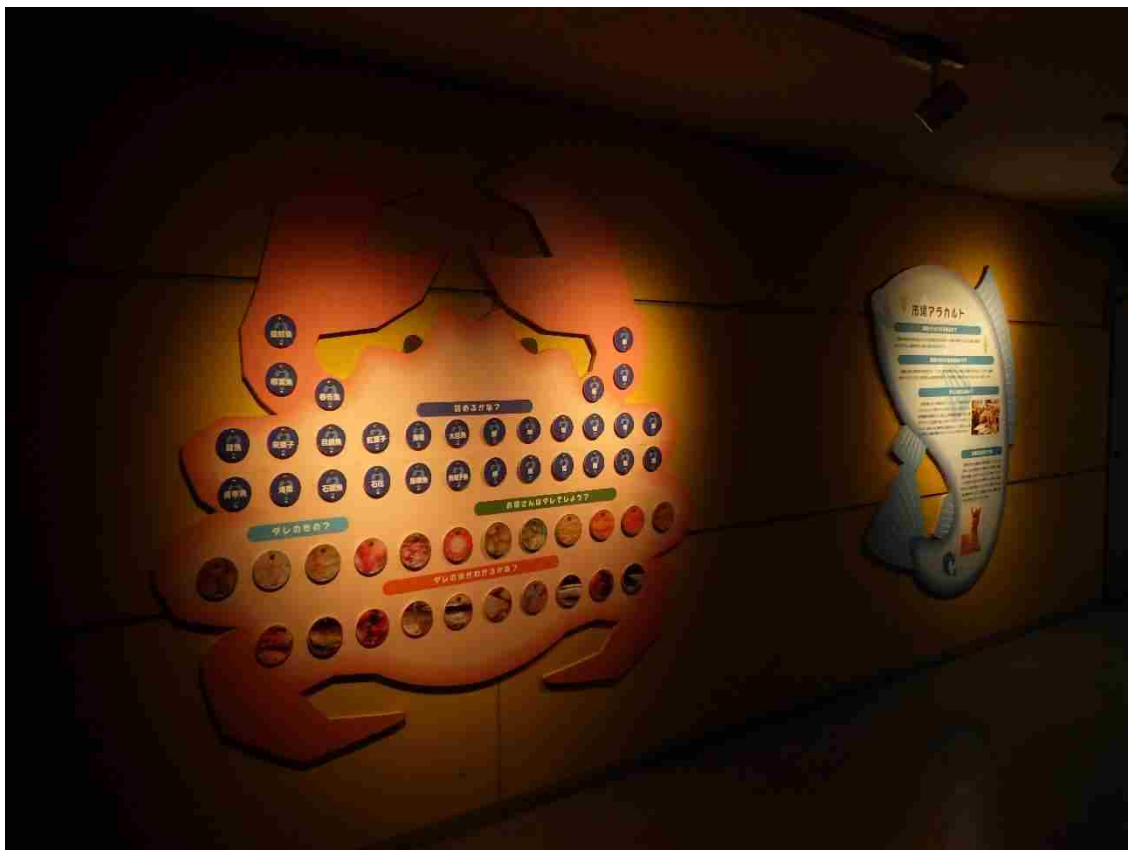


調理実習室内冷蔵庫の上部

(写真⑫)



水産棟 2 階見学者通路 パネル・操作ボタン（2 箇所）



水産棟 2 階見学者通路 壁面看板



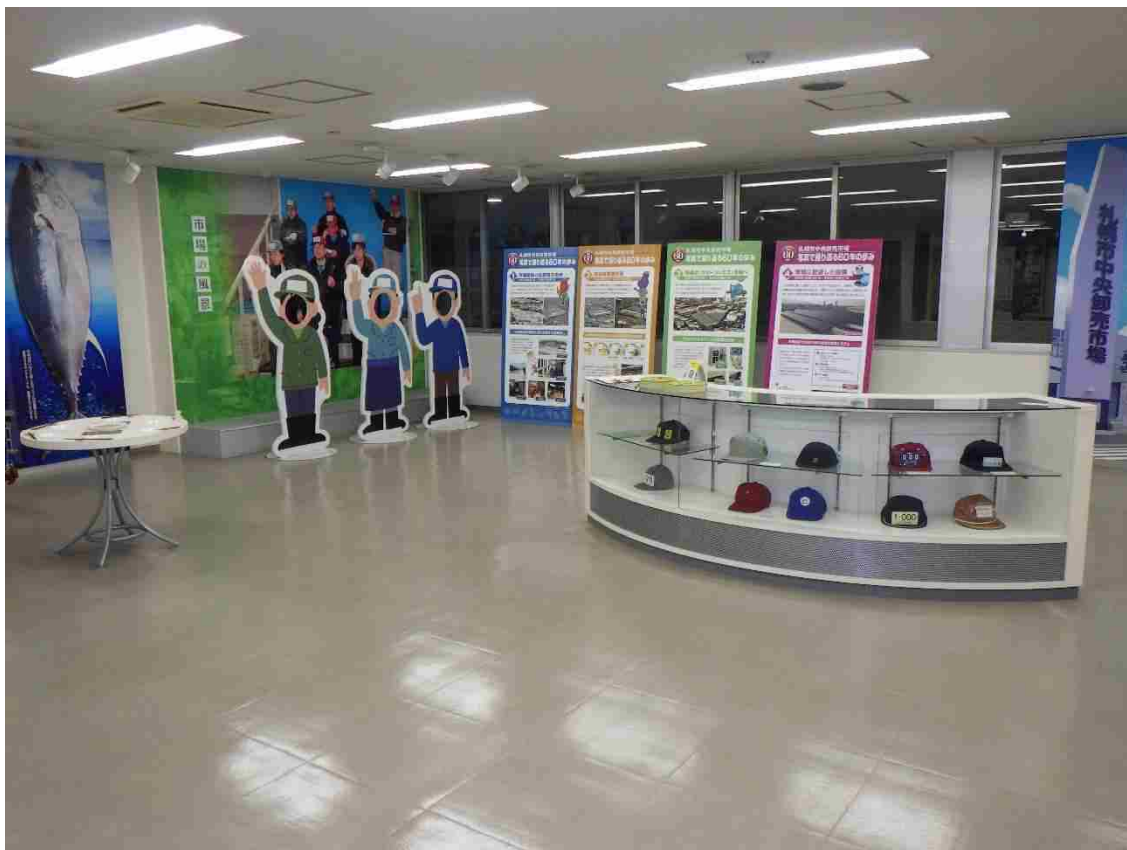
水産棟 2 階見学者通路 壁面看板



水産棟 2 階展示室 什器・備品



水産棟 2 階展示室 什器・備品



水産棟 2 階展示室 什器・備品



水産棟 2 階資料室 什器・備品



水産棟 2 階資料室 什器・備品



水産棟3階 セブンイレブン横 「ようこそ水産棟へ」看板



水産棟3階中央 水仲前ソファ・テーブル



青果棟 2階見学者通路 モニター・操作ボタン（2箇所）



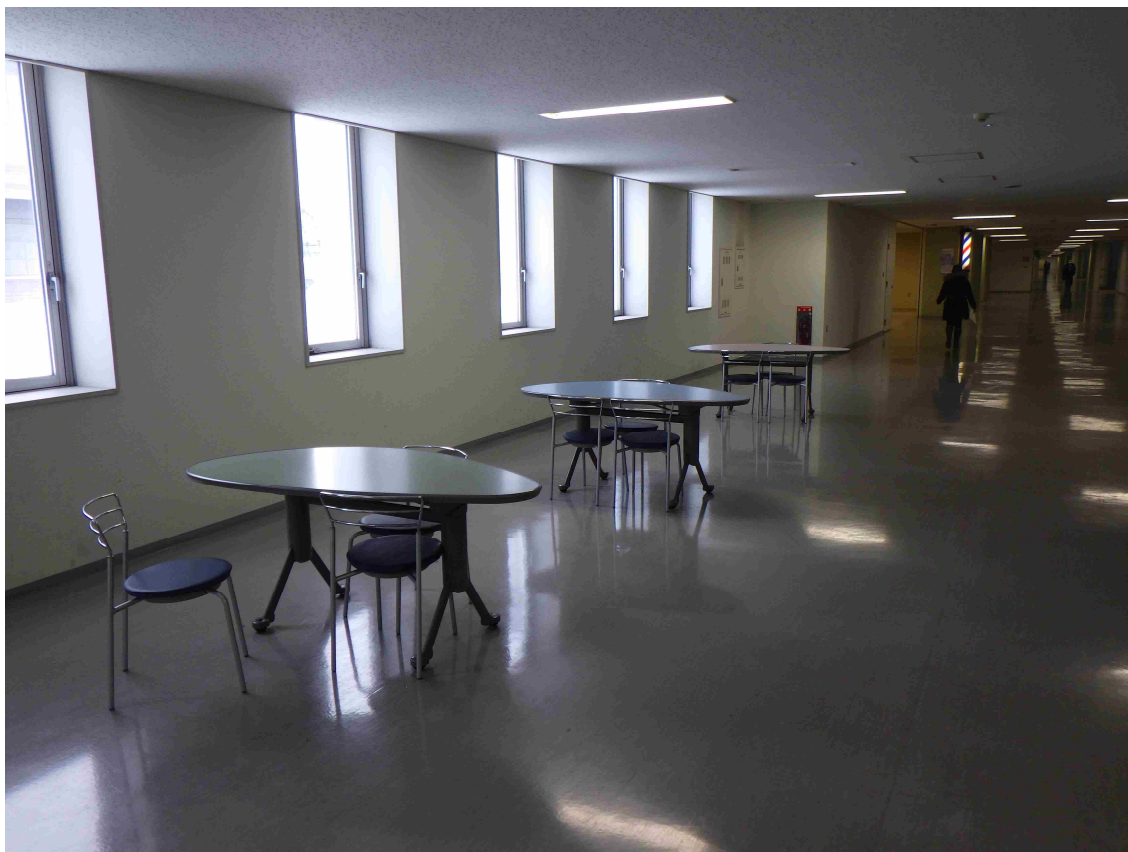
青果棟 2階見学者通路 パネル（2箇所）



青果棟 2 階見学者通路 壁面看板（8 枚）



青果棟 2 階北側 ようこそ青果棟へ看板



青果棟3階北側 札幌みらい中央青果前 テーブル・椅子

ごみの分別リサイクルリスト

※事務所から排出されるごみは、網かけのない種類のみ受け入れ可能です。

市場パッカー車

一般ごみ (卸・卸売場で出されるもの)

※市場専用袋を使用

- たばこの吸殻
- お茶がら
- 布類
雑巾・ウエス・軍手等
- 掃除ごみ
- 汚れの取れない紙ごみ類
- 洗うのが困難なビニール類

※注意

一般ごみとして出す前に、もう一度各リサイクルに分別できないか再確認しましょう。

廃棄物集積所

産業廃棄物

廃プラスチック 金属くず

- プラスチックの容器類
- プラスチックのケース類
(中身が完全に空のもの)
- プラスチックのハンガー等
- 金属製の家具類
- その他プラスチック製品
- くきねし・ボルト類
- その他金属製品

ガラス陶磁器くず

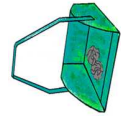
- ガラス・陶磁器類
- その他ガラス陶磁器製品

電池

蛍光灯

事業所用ブリパイド袋で 搬出するごみ

※各事務所にて、事業所用ブリパイド袋を購入のうえ、廃棄物集積所内の専用収集箱に排出すること。



※注意

市場内事務所で出るごみは、必ず事業所用ブリパイド袋で排出すること。

リサイクルとして回収

ビン・缶・ペットボトル

※既存のビン・缶・ペットボトル用袋を使用

※注意

○一般ごみとしては出さず、しっかり分別し、リサイクルできないかを再確認しましょう。



紙リサイクル

紙ごみ

- 新聞・雑誌類・古本類
- OA用紙・ちらい・ポスター等
- ※ひもなどでしっかり縛って出してください。

ダンボール類



シュレッターごみ

※市販の透明ごみ袋を使用可

※注意

○品目ごとへの分別をお願いします



※市販の透明ごみ袋を使用可

その他リサイクル

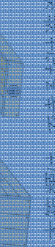
PPバンド

※市販の透明ごみ袋を使用可



資源化ごみ

資源化ごみ



※注意

○汚れた木箱類は、できるだけ洗浄してください。
○釘やねじなどが飛び出しているものは、危険のないように曲げるなどしてください。

資源リサイクル施設

生ごみ (野菜くず等)

- 野菜くず
- 果物くず
- 廃棄する際は、トレー、カップ、袋、ラップ等の包装類を必ず取り外して下さい。
- 廃棄された野菜・果物くずは、家庭の飼料としてリサイクルしますので、野菜・果物以外は絶対に入れないで下さい。

※注意

○汚れた木箱類は、できるだけ洗浄してください。
○釘やねじなどが飛び出しているものは、危険のないように曲げるなどしてください。

木製 廃パレット

※注意

○汚れた木箱類は、できるだけ洗浄してください。
○釘やねじなどが飛び出しているものは、危険のないように曲げるなどしてください。

管理課長	管理係長	管理係

(3 枚中 1 枚)

札幌市中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務 清掃作業日誌

受託業者名			
作業日	令和 年 月 日 ()	天 候	晴れ・くもり・雨・雪 ()
作業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
作業者氏名		作業者氏名	
作業者氏名		作業者氏名	
作業者氏名		作業者氏名	
作業者氏名		作業者氏名	

① 水産棟（毎日2回（午前1回・午後1回）、一部1回もあり）

場 所		掃き 清掃		拭き 清掃		紙屑 吸殻等 処理		室内 硝子 磨き		鏡拭き		流し 及び 陶器洗浄		汚物 処理		窓枠 塵払い		金属 磨き	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	1日1回	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
1階	階段(南)																		
	階段(中央)																		
	階段(北)																		
	風除室等																		
	エレベータ(南)																		
	エレベータ(中央)																		
	エレベータ(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(北)																		
2階	喫煙コーナー(中央)																		
	廊 下																		
	階段(南)																		
	階段(中央)																		
	階段(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(中央)																		
	トイレ(北)																		
3階	廊 下																		
	階段(南)																		
	階段(中央)																		
	階段(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(中央)																		
	トイレ(北)																		
4階	廊 下																		
	階段(南)																		
	階段(中央)																		
	階段(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(中央)																		
	トイレ(北)																		

当該日誌については、本書式を参考として各建物(水産棟、青果棟、管理センター、立体駐車場及び第2守衛室)ごとに、受託者が作成する「業務手順書」をもとに点検場所及び項目を選定して受託者が作成すること(本書式は令和3年度の様式である)。

当該日誌については、本書式を参考として各建物(水産棟、青果棟、管理センター、立体駐車場及び第2守衛室)ごとに、受託者が作成する「業務手順書」をもとに点検場所及び項目を選定して受託者が作成すること(本書式は令和3年度の様式である)。

※日常清掃作業確認 清掃作業実施済は○を記入

(3枚中2枚)

② 青果棟（毎日2回（午前1回・午後1回）、一部1回もあり）

場 所		掃き 清掃		拭き 清掃		紙屑 吸殻等 処理		室内 硝子 磨き		鏡拭き		流し 及び 陶器洗浄		汚物 処理		窓枠 塵払い		金属 磨き	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	1日1回	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
1階	階段(南)																		
	階段(中央・西)																		
	階段(中央・東)																		
	階段(北)																		
	エレベータ(南)																		
	エレベータ(中央)																		
	エレベータ(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(北)																		
2階	廊下																		
	階段(南)																		
	階段(中央・西)																		
	階段(中央・東)																		
	階段(北)																		
	喫煙室																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(北)																		
3階	廊下																		
	階段(南)																		
	階段(中央・西)																		
	階段(中央・東)																		
	階段(北)																		
	トイレ(南)																		
	トイレ(中央)																		
	トイレ(北)																		

※日常清掃作業確認 清掃作業実施済は○を記入

② 管理センター・渡り廊下・立駐（毎日2回（午前1回・午後1回）、一部1回もあり）

[illegible]

※日常清掃作業確認 清掃作業実施済は○印を記入

⑤ 日常清掃確認項目(週1回)

※日常清掃作業確認 清掃作業実施済は○印を記入

※特記事項

[illegible]

